

明和町歴史的風致維持向上計画(2期)変更箇所新旧対照表 (第4回軽微な変更)

明和町

明和町歴史的風致維持向上計画
（第2期）

令和8年6月
三重県明和町

明和町歴史的風致維持向上計画
（第2期）

令和7年3月
三重県明和町

P 2	新
-----	---

2. 計画期間

本計画期間は、令和 3 年（2021）度～令和 12 年（2030）度までの 10 か年とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局である斎宮跡文化・観光課とまちづくり戦略課の連携により計画案の検討・作成を行い、計画に掲載すべき事業については、計画策定庁舎内会議により検討を行った。その後、明和町歴史的風致維持向上計画協議会に意見聴取を行った上で、町民に対してパブリックコメントを実施した。さらに再度検討を行い、町長へ報告し、「明和町歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を決定した。

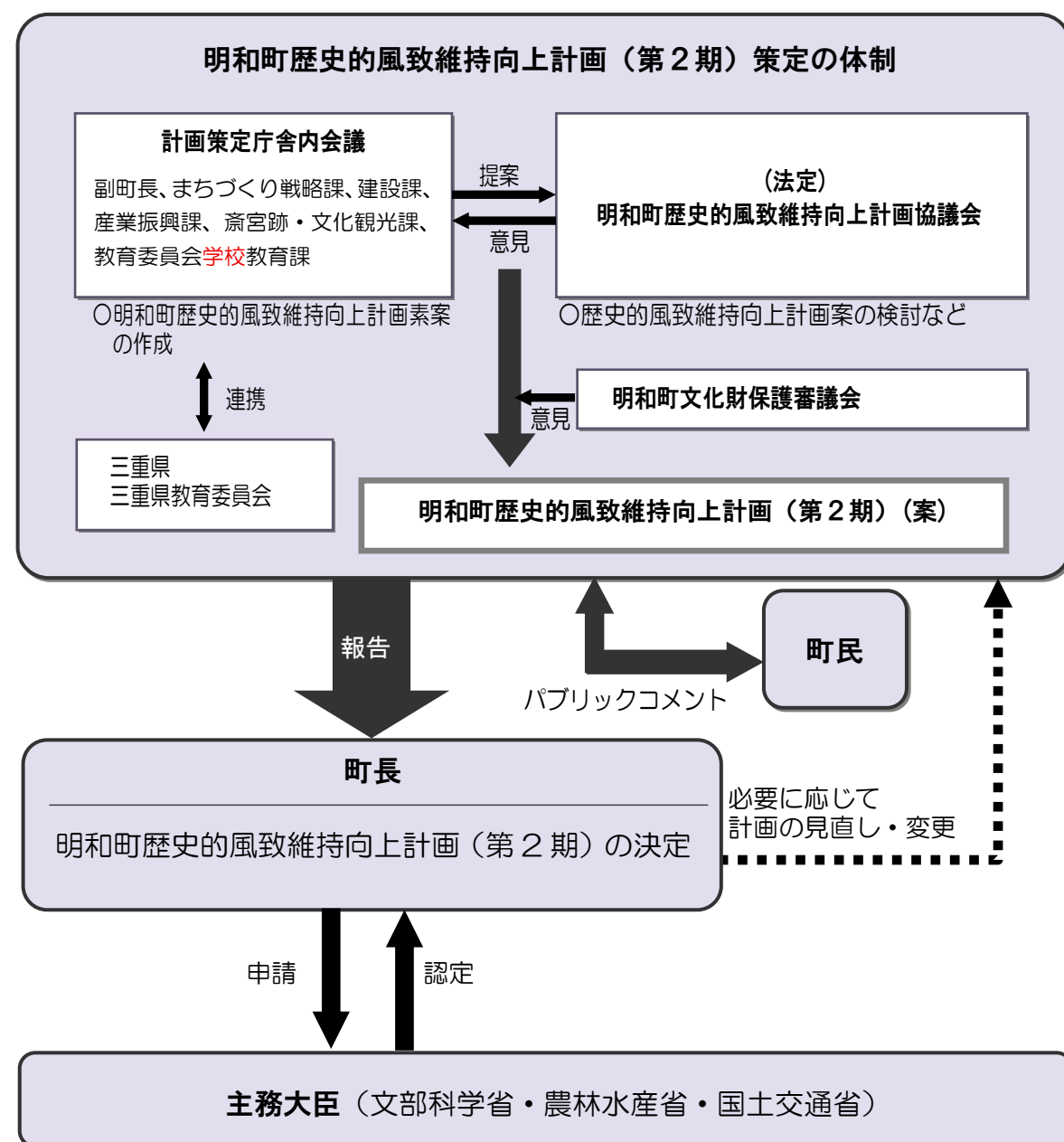


図 明和町歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定体制

P 2	旧
-----	---

2. 計画期間

本計画期間は、令和 3 年（2021）度～令和 12 年（2030）度までの 10 か年とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局である斎宮跡文化・観光課とまちづくり戦略課の連携により計画案の検討・作成を行い、計画に掲載すべき事業については、計画策定庁舎内会議により検討を行った。その後、明和町歴史的風致維持向上計画協議会に意見聴取を行った上で、町民に対してパブリックコメントを実施した。さらに再度検討を行い、町長へ報告し、「明和町歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を決定した。

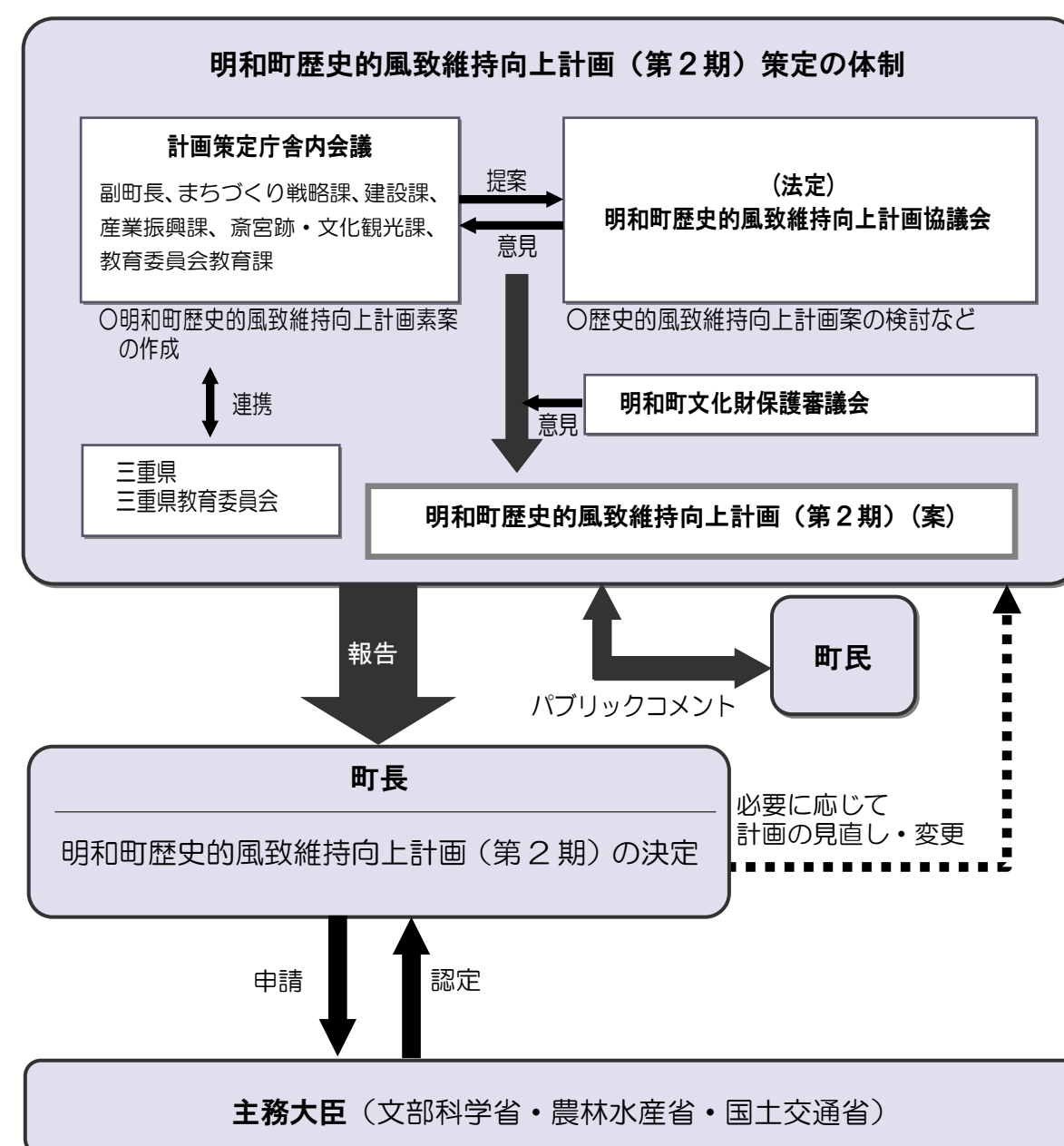


図 明和町歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定体制

P 3	新
-----	---

表 明和町歴史的風致維持向上計画協議会の構成

役 職	所 属	氏 名
会 長	和歌山県立紀伊風土記の丘 館長	増渕 徹
副会長	明和町文化財保護審議会会長	倉田 直純
委 員	國學院大學観光まちづくり学部教授	浅野 聡
	明和町文化財保護審議会委員	高橋 徹
	国史跡斎宮跡協議会会長	竹内 克己
	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会代表理事	樋口 文隆
	明和町観光協会会長	森下 清
	斎宮ガイドボランティア会長	田所 秀明
	(一社) 明和観光商社 代表理事	千田 良仁
	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課長	
	三重県環境生活部 文化振興課長	
	三重県県土整備部 都市政策課長	
	明和町副町長	
オブザーバー	斎宮歴史博物館長	

4. 計画策定(変更)の経緯

本計画の策定経緯を以下に示す。

【第1期】		
平成24年 4月26日	歴史的風致維持向上計画の認定申請	
平成24年 6月 6日	明和町歴史的風致維持向上計画認定	
平成25年 3月14日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
平成25年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定	
平成26年 3月 7日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
平成26年 3月31日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定	
平成26年 8月 4日	明和町歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出	
平成28年 3月14日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
平成28年 3月31日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定	
平成30年 3月 9日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
平成30年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定	
令和 2年 3月13日	明和町歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出	
【第2期】		
令和2年 1月10日	第12回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催	
令和2年11月18日	第13回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催	
令和2年11月20日	パブリックコメントを実施(12月4日まで)	
令和3年 3月12日	歴史的風致維持向上計画(2期)の認定申請	
令和3年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画(2期)認定	
令和3年12月22日	第15回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催	
令和4年 3月 1日	明和町歴史的風致維持向上計画(2期)の軽微な変更に係る届出	

P 3	旧
-----	---

表 明和町歴史的風致維持向上計画協議会の構成

役 職	所 属	氏 名
会 長	和歌山県立紀伊風土記の丘 館長	増渕 徹
副会長	明和町文化財保護審議会会長	倉田 直純
委 員	國學院大學観光まちづくり学部教授	浅野 聡
	明和町文化財保護審議会委員	高橋 徹
	国史跡斎宮跡協議会会長	中川 肇二
	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会代表理事	大和谷 正
	明和町観光協会会長	森下 清
	斎宮ガイドボランティア会長	田所 秀明
	(一社) 明和観光商社 代表理事	千田 良仁
	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課長	
	三重県環境生活部 文化振興課長	
	三重県県土整備部 都市政策課長	
	明和町副町長	
オブザーバー	斎宮歴史博物館長	

4. 計画策定(変更)の経緯

本計画の策定経緯を以下に示す。

【第1期】		
平成24年 4月26日	歴史的風致維持向上計画の認定申請	
平成24年 6月 6日	明和町歴史的風致維持向上計画認定	
平成25年 3月14日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
平成25年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定	
平成26年 3月 7日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
平成26年 3月31日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定	
平成26年 8月 4日	明和町歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出	
平成28年 3月14日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
平成28年 3月31日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定	
平成30年 3月 9日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
平成30年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定	
令和 2年 3月13日	明和町歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出	
【第2期】		
令和2年 1月10日	第12回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催	
令和2年11月18日	第13回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催	
令和2年11月20日	パブリックコメントを実施(12月4日まで)	
令和3年 3月12日	歴史的風致維持向上計画(2期)の認定申請	
令和3年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画(2期)認定	
令和3年12月22日	第15回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催	
令和4年 3月 1日	明和町歴史的風致維持向上計画(2期)の軽微な変更に係る届出	

P 4	新	
令和5年	1月20日	第16回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催
令和5年	2月10日	パブリックコメントを実施（2月24日まで）
令和5年	3月 3日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の変更認定申請
令和5年	3月30日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の変更認定
令和6年	3月21日	第17回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催
令和6年	3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の軽微な変更に係る届出
令和7年	3月21日	~~第18回~~ 明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催 （書面決議）
令和7年	3月24日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の軽微な変更に係る届出
令和8年	5月21日	第18回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催
令和8年	6月30日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の軽微な変更に係る届出

P 4	旧	
令和5年	1月20日	第16回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催
令和5年	2月10日	パブリックコメントを実施（2月24日まで）
令和5年	3月 3日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の変更認定申請
令和5年	3月30日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の変更認定
令和6年	3月21日	第17回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催
令和6年	3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の軽微な変更に係る届出
令和7年	3月21日	第18回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催 （書面決議）
令和7年	3月24日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の軽微な変更に係る届出

P 2 7	新
-------	---

さらに、平成 16 年（2004）に地域住民から、斎宮にはどのような建物立っていたか実感できないので目に見えるような復元建物の整備をして体感したいとの期待が高まり、「斎宮跡整備・活用に関する検討委員会」を経て、三重県は平成 22 年（2010）3 月に「史跡斎宮跡東部整備基本計画」を策定し、柳原区画に 3 棟の復元建物と幅 1 5mの区画道路の復元、斎王が住んでいた内院の遺構表示などの整備を行い、平成 27 年（2015）10 月に「さいくう平安の杜」として開館した。

一方で町では、平成 21（2009）年 3 月に史跡指定 30 周年を迎えたことを機に、史跡斎宮跡が町の活性化に寄与するには何をすべきかを足元から見直すことが必要と考え、地域住民の意見を聞きながら、平成 22 年（2010）2 月に「史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針」を策定した。

課題として①斎宮に対する町民の関心が低い ②斎宮の認知度が低い ③斎宮を堪能できる施設が整っていない であった。

史跡斎宮跡周辺は、歴史的風致を維持及び向上すべき地域であることもあり、「明和町歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 24 年（2012）6 月 6 日に国の認定を受け、以後、史跡公園、回遊のための散策道、斎宮駅史跡公園口休憩所、観光案内所、地域交流センター、駐車場、トイレ、多目的広場、Wi-Fi ステーションの設置、電柱撤去、カラー舗装などのハード整備を進めている。

また、平成 27 年（2015）4月には、「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が日本遺産の認定を受け、全国に情報発信ができたこと~~も~~で斎宮を訪れる観光客の増加に寄与している。

これらの取り組みにより、歴史文化への理解と愛着心が向上し、地域の有志が集まってできた「呉竹倶楽部」は、施設の管理や植栽、清掃、案内などの活動を行っている。



整備状況全景

P 2 7	旧
-------	---

さらに、平成 16 年（2004）に地域住民から、斎宮にはどのような建物立っていたか実感できないので目に見えるような復元建物の整備をして体感したいとの期待が高まり、「斎宮跡整備・活用に関する検討委員会」を経て、三重県は平成 22 年（2010）3 月に「史跡斎宮跡東部整備基本計画」を策定し、柳原区画に 3 棟の復元建物と幅 1 5mの区画道路の復元、斎王が住んでいた内院の遺構表示などの整備を行い、平成 27 年（2015）10 月に「さいくう平安の杜」として開館した。

一方で町では、平成 21（2009）年 3 月に史跡指定 30 周年を迎えたことを機に、史跡斎宮跡が町の活性化に寄与するには何をすべきかを足元から見直すことが必要と考え、地域住民の意見を聞きながら、平成 22 年（2010）2 月に「史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針」を策定した。

課題として①斎宮に対する町民の関心が低い ②斎宮の認知度が低い ③斎宮を堪能できる施設が整っていない であった。

史跡斎宮跡周辺は、歴史的風致を維持及び向上すべき地域であることもあり、「明和町歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 24 年（2012）6 月 6 日に国の認定を受け、以後、史跡公園、回遊のための散策道、斎宮駅史跡公園口休憩所、観光案内所、地域交流センター、駐車場、トイレ、多目的広場、Wi-Fi ステーションの設置、電柱撤去、カラー舗装などのハード整備を進めている。

また、平成 27 年（2015）4月には、「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が日本遺産の認定を受け、全国に情報発信ができたことも斎宮を訪れる観光客の増加に寄与している。

これらの取り組みにより、歴史文化への理解と愛着心が向上し、地域の有志が集まってできた「呉竹倶楽部」は、施設の管理や植栽、清掃、案内などの活動を行っている。



整備状況全景

その後、令和2年には、町内全域の文化財・文化遺産に対する課題、方針、措置を記載した『明和町文化財保存活用地域計画』が文化庁の認定を受けた。計画では、町内の特徴的な文化財を、8つの関連文化財群としてまとめている。特に、斎宮跡を含む3つの関連文化財群については、今後の保存と活用に関する措置を記載している。

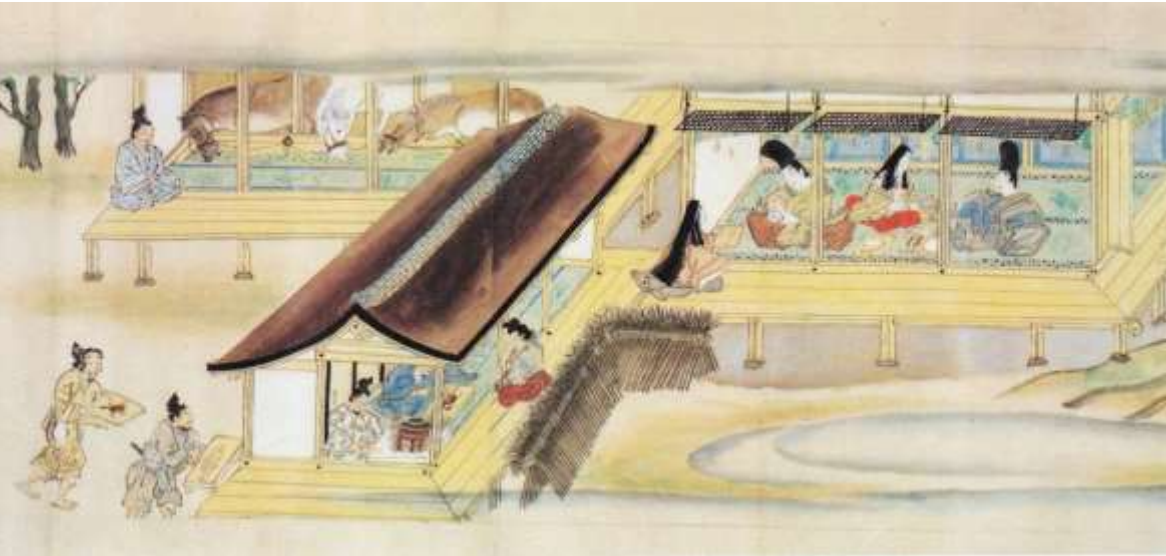
また、令和7年には、明和町が『史跡斎宮跡保存活用計画』を策定し、史跡の価値を改めて定義づけ、その価値を保存・活用するための大綱や方針を定めた。特に、史跡の価値については、4つの本質的価値と、3つの副次的価値があると定義づけ、今後の保存・活用・整備について、方針を示している。

(2) 明和町の歴史にかかわる主な人物

①^{ありわらのなりひら}在原業平（825年～880年）

平安時代前期の官人、歌人で^{ろっかせん}六歌仙・三十六歌仙の1人。平城天皇の皇子阿保親王の子で、臣籍に下って在原朝臣となる。美男の歌人で多く武官を拝任し、情熱で真心のこもった歌は、『古今和歌集』^{こきんわかしゅう}にも三十首を数え、後世歌仙として崇められた。

「昔、男ありけり」の冒頭の一句で始まる『伊勢物語』第69段は、都から派遣された狩の使が在原業平と推定され、斎宮を舞台に^{やすこないしんのう}恬子内親王と思われる斎王とのはかない恋物語が有名である。



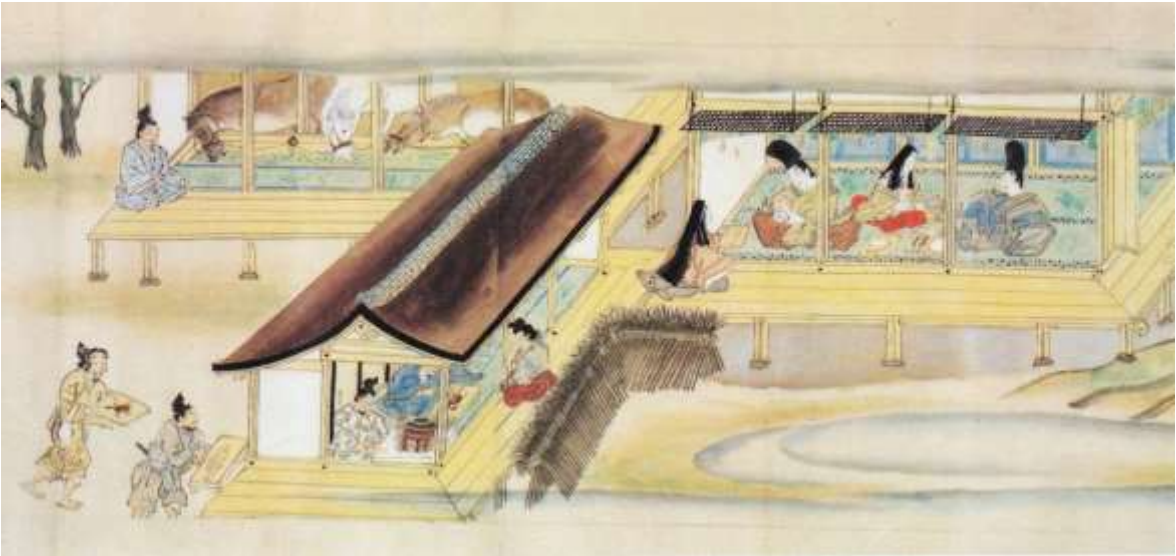
異本伊勢物語絵巻模本「狩の使歓迎の宴」（東京国立博物館蔵）

(2) 明和町の歴史にかかわる主な人物

①^{ありわらのなりひら}在原業平（825年～880年）

平安時代前期の官人、歌人で^{ろっかせん}六歌仙・三十六歌仙の1人。平城天皇の皇子阿保親王の子で、臣籍に下って在原朝臣となる。美男の歌人で多く武官を拝任し、情熱で真心のこもった歌は、『古今和歌集』^{こきんわかしゅう}にも三十首を数え、後世歌仙として崇められた。

「昔、男ありけり」の冒頭の一句で始まる『伊勢物語』第69段は、都から派遣された狩の使が在原業平と推定され、斎宮を舞台に^{やすこないしんのう}恬子内親王と思われる斎王とのはかない恋物語が有名である。



異本伊勢物語絵巻模本「狩の使歓迎の宴」（東京国立博物館蔵）

4. 指定文化財の分布状況

(1)文化財の指定等状況〔令和8年（2026）3月現在〕

町内には、国指定文化財として、重要文化財が2件、史跡が2件、天然記念物が1件の5件が指定されている。

県指定文化財としては、有形文化財が20件、史跡が1件の21件が指定されている。

町指定文化財としては、有形文化財が21件（内、建造物2件）、無形民俗文化財が9件、史跡が6件の36件を指定している。

国登録文化財としては、有形文化財として建造物2件が登録されている。

本町の指定等文化財の件数は、下表のようになっている。

表 明和町文化財の指定・登録件数

区分	有形文化財								民俗文化財	記念物		
種類	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	無形の民俗文化財	遺跡	動物、植物、地質鉱物	合計
国指定	—	—	1	—	—	—	2		—	2	1	6
県指定	—	2	—	4	2	3	9		—	1	—	21
町指定	2	1	10	1	—	4	1	2	9	6	—	36
国登録	2	—	—	—	—	—	—		—	—	—	2
合計	2	3	11	5	2	7	12	2	9	9	1	65



史跡斎宮跡全景

4. 指定文化財の分布状況

(1)文化財の指定等状況〔令和7年（2025）1月現在〕

町内には、国指定文化財として、重要文化財が2件、史跡が2件、天然記念物が1件の5件が指定されている。

県指定文化財としては、有形文化財が20件、史跡が1件の21件が指定されている。

町指定文化財としては、有形文化財が17件（内、建造物2件）、無形民俗文化財が8件、史跡が5件の30件を指定している。

国登録文化財としては、有形文化財として建造物2件が登録されている。

本町の指定等文化財の件数は、下表のようになっている。

表 明和町文化財の指定・登録件数

区分	有形文化財							民俗 文化財	記念物		
種類	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・ 典籍	古文書	考古 資料	無形の 民俗文化 財	遺跡	動物、 植物、 地質鉱 物	合計
国指定	—	—	1	—	—	—	2	—	2	1	6
県指定	—	2	—	4	2	3	9	—	1	—	21
町指定	2	1	10	1	—	4	1	9	5	—	33
国登録	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
合計	2	3	11	5	2	7	12	9	8	1	62



史跡斎宮跡全景

P 3 7	新
-------	---

	考古資料	環状壺形土器	縄文	明和町教育委員会	H8(1996).9.27
	絵画	浄土三部経曼荼羅	江戸	宗教法人 轉輪寺	H31(2019)3.7
	歴史資料	石造道標「従是外宮江三里」	江戸	明和町	R8(2026) 3.24
	歴史資料	石造道標「従是外宮江二里」	江戸	明和町	R8(2026) 3.24
無形民俗文化財		前野のお頭神事	江戸	前野自治会	S59(1984).2.23
		麻生の左義長	江戸	麻生自治会	S59(1984).2.23
		大淀の祇園祭 ¹	江戸	明和町大淀三世古・東区・山大淀	S60(1985).2.18
		算所の祇園祭	江戸	算所共進社	S60(1985).2.18
		前野の浅間行事	江戸	前野自治会	S60(1985).2.18
		宇爾櫻神社かんど踊り	江戸	有爾中自治会	S60(1985).2.18
		蓑村虫送り	—	蓑村自治会	H26(2014).3.24
		佐田西出 天王さんのお社塔	江戸	西出自治会	H31(2019)3.7
		上村のシメナワ日待ち	—	上村自治会中組	R5(2023)2.27
史 跡		鳥墓神庠跡	—	蓑村区	S58(1983).1.25
		惇子内親王墓	—	個人	S58(1983).1.25
		斎王尾野湊御禊場跡	—	明和町	H7(1995).3.17
		陸軍第七通信連隊一二八部隊防空壕	昭和	個人	H28(2016).3.23
		小金古墳群 3号墳	古墳	明和町	H28(2016).3.23
		高塚古墳群 1号墳	古墳	個人（管理団体：明和町）	R7(2025) 3.24

表 国登録文化財

区 分	種 類	名 称	時 代	所有者・管理者	登 録 年 月 日
有形文化財	建造物	澄野家住宅主屋	大正5年	個人	R5(2023).8.7
		乾家住宅門及び塀	江戸後期	個人	R5(2023).8.7

（5）主な未指定文化財

未指定文化財は、町内全域、全時代的にわたって分布しており、古くから人の居住があり、現在でも同じ空間で生活が続けている当町らしい特徴であるといえることができる。そのため、集落近郊

¹ 「祇園祭」の表記については、現在「祇」「祇」の表記が混在している状況となっていますが、本計画中では、「祇」の字で統一して表記することとしました。

P 3 7	旧
-------	---

	考古資料	環状壺形土器	縄文	明和町教育委員会	H8(1996).9.27
	絵画	浄土三部経曼荼羅	江戸	宗教法人 轉輪寺	H31(2019)3.7
無形民俗文化財		前野のお頭神事	江戸	前野自治会	S59(1984).2.23
		麻生の左義長	江戸	麻生自治会	S59(1984).2.23
		大淀の祇園祭 ²	江戸	明和町大淀三世古・東区・山大淀	S60(1985).2.18
		算所の祇園祭	江戸	算所共進社	S60(1985).2.18
		前野の浅間行事	江戸	前野自治会	S60(1985).2.18
		宇爾櫻神社かんど踊り	江戸	有爾中自治会	S60(1985).2.18
		蓑村虫送り	—	蓑村自治会	H26(2014).3.24
		佐田西出 天王さんのお社塔	江戸	西出自治会	H31(2019)3.7
史 跡		上村のシメナワ日待ち	—	上村自治会中組	R5(2023)2.27
		鳥墓神庠跡	—	蓑村区	S58(1983).1.25
		惇子内親王墓	—	個人	S58(1983).1.25
		斎王尾野湊御禊場跡	—	明和町	H7(1995).3.17
		陸軍第七通信連隊一二八部隊防空壕	昭和	個人	H28(2016).3.23
		小金古墳群 3号墳	古墳	明和町	H28(2016).3.23

表 国登録文化財

区 分	種 類	名 称	時 代	所有者・管理者	登 録 年 月 日
有形文化財	建造物	澄野家住宅主屋	大正5年	個人	R5(2023).8.7
		乾家住宅門及び塀	江戸後期	個人	R5(2023).8.7

（5）主な未指定文化財

未指定文化財は、町内全域、全時代的にわたって分布しており、古くから人の居住があり、現在でも同じ空間で生活が続けている当町らしい特徴であるといえることができる。そのため、集落近郊や集落そのものが中近世の景観を残しており、平安時代の仏像を本尊とする集落も所在している。文化財の単純な数量的には、近世以降の古文書が最も多数を占めており、個人所有のものが圧倒的に多く、斎宮地区で良好な資料が多い。これは近世伊勢街道によって、町内で最も栄えていた地域であり、神宮領であったこととも関係している。近世以降の建造物はあまり良好な状態ではないが、今も残る伊勢街道沿いの建造物では、妻入りなどの伊勢的景観を留めているものも確認される。

² 「祇園祭」の表記については、現在「祇」「祇」の表記が混在している状況となっていますが、本計画中では、「祇」の字で統一して表記することとしました。

第 2 章 明和町の維持向上すべき歴史的風致

1. 明和町の維持向上すべき歴史的風致

(1)はじめに

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第 1 条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

明和町の歴史的風致は、以下の表にまとめたとおり、大きくは2つに分けられる。齋宮の顕彰と保存に関する歴史的風致では、古代に皇女齋王が暮らしした齋宮を守り、歴史が忘れられることのないよう、地元住民や村が中心となって顕彰と保存運動をした内容となっている。また、顕彰運動については、現在も維持管理や清掃作業が神社や記念碑で行われており、齋王の御霊を鎮魂させる目的で始められた齋王まつりも、地域住民によって毎年6月に実施されている。

民俗行事に見る歴史的風致では、町内各地に残る祭礼や民俗芸能の活動を取り上げた。地域に残る歴史的な寺社で、地域住民や自治会が中心となって伝承されてきた様々な民俗行事が実施されており、それぞれ固有の歴史や町並みが残っている。

明和町の歴史的風致は下表のとおりである。

歴史的風致		歴史的風致を形成する建造物	歴史的風致を形成する活動
齋宮の顕彰と保存に関する歴史的風致		齋王の森、竹神社、齋王尾野湊御禊場跡、隆子女王の墓、竹川の花園の碑、佐々夫江行宮跡、カケチカラ発祥の地と八握穂神社跡	齋宮の顕彰と保存活動 カケチカラ行事 齋王まつり
民俗行事に見る歴史的風致	大淀の祇園祭	竹大與杼神社 竹佐々夫江神社	東区の祇園祭 三世古の祇園祭 山大淀の祇園祭
	志貴の精霊相撲・中村の安産祈祷相撲	西光寺 陽珠院 畠田神社	志貴の精霊相撲 中村の安産祈祷相撲
	前野のお頭神事	正念寺 前野神社 猛祭神社	前野のお頭神事
	宇爾櫻神社天王踊	宇爾櫻神社	宇爾櫻神社 天王踊

第 2 章 明和町の維持向上すべき歴史的風致

1. 明和町の維持向上すべき歴史的風致

(1)はじめに

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第 1 条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

明和町の歴史的風致は、以下の表にまとめたとおり、大きくは2つに分けられる。齋宮の顕彰と保存に関する歴史的風致では、古代に皇女齋王が暮らしした齋宮を守り、歴史が忘れられることのないよう、地元住民や村が中心となって顕彰と保存運動をした内容となっている。また、顕彰運動については、現在も維持管理や清掃作業が神社や記念碑で行われており、齋王の御霊を鎮魂させる目的で始められた齋王まつりも、地域住民によって毎年6月に実施されている。

民俗行事に見る歴史的風致では、町内各地に残る祭礼や民俗芸能の活動を取り上げた。地域に残る歴史的な寺社で、地域住民や自治会が中心となって伝承されてきた様々な民俗行事が実施されており、それぞれ固有の歴史や町並みが残っている。

明和町の歴史的風致は下表のとおりである。

歴史的風致		歴史的風致を形成する建造物	歴史的風致を形成する活動
齋宮の顕彰と保存に関する歴史的風致		齋王の森、竹神社、齋王尾野湊御禊場跡、隆子女王の墓、竹川の花園の碑、佐々夫江行宮跡、カケチカラ発祥の地と八握穂神社跡	齋宮の顕彰と保存活動 カケチカラ行事
民俗行事に見る歴史的風致	大淀の祇園祭	竹大與杼神社 竹佐々夫江神社	東区の祇園祭 三世古の祇園祭 山大淀の祇園祭
	志貴の精霊相撲・中村の安産祈祷相撲	西光寺 陽珠院 畠田神社	志貴の精霊相撲 中村の安産祈祷相撲
	前野のお頭神事	正念寺 前野神社 猛祭神社	前野のお頭神事
	宇爾櫻神社天王踊	宇爾櫻神社	宇爾櫻神社 天王踊

P 8 5	新
-------	---

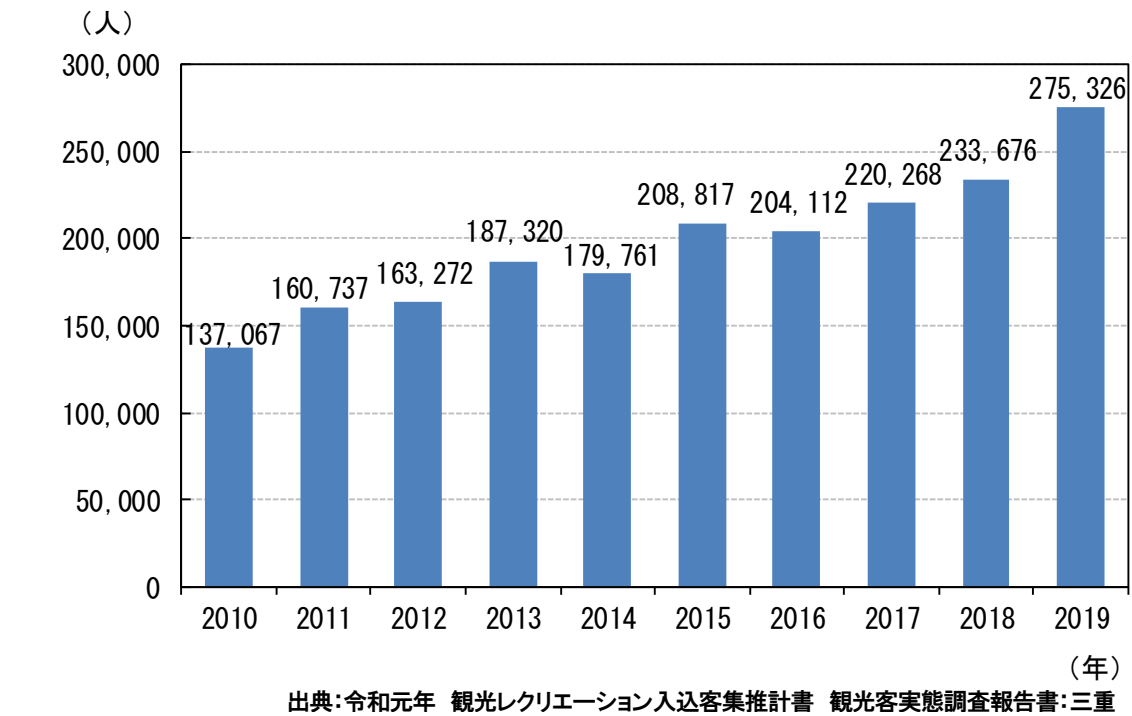
対策が不十分である。

一方、町内には、宿泊施設がなく、飲食店も少ないことから、斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館、復元建物のさいくう平安の杜などの施設に立ち寄るだけの人がほとんどで、滞在時間も短く、史跡斎宮跡の歴史的魅力を十分知ってもらえていない。

また、広大な史跡の魅力を知ってもらうため散策道など回遊できるよう整備したことで、効果が出ているが、高齢化が進む中、広大な史跡をすべて徒歩で回遊することには無理が生じている。

さらに、町内に点在する日本遺産の構成文化財や伊勢神宮とかかわりを持つ歴史的文化遺産を巡るには、ルートや誘導方法、交通手段を広域的に検討する必要があるが、隣接する伊勢市や松阪市との連携不足が課題となっている。

表 来訪者数の推移



(3)歴史的建造物や景観に関する課題

町内に趣の残る歴史的建造物等も、維持管理の手間や費用、また、生活利便性の追及や後継者不足等から空家となり、十分な管理が行き届かず損傷しているものや取り壊されたものが多く見られ、徐々に減りつつある。また、電柱や、標識柱及び照明施設、ガードレール等についても景観に配慮したものに切り換えつつもあるが、未だに史跡等の景観を阻害し、歴史的景観を損なっているものもある。
また、整備した公園にも景観を阻害する樹木があり、課題となっている。



空き家となった歴史的建造物



歴史的景観を阻害する電柱

P 8 4	旧
-------	---

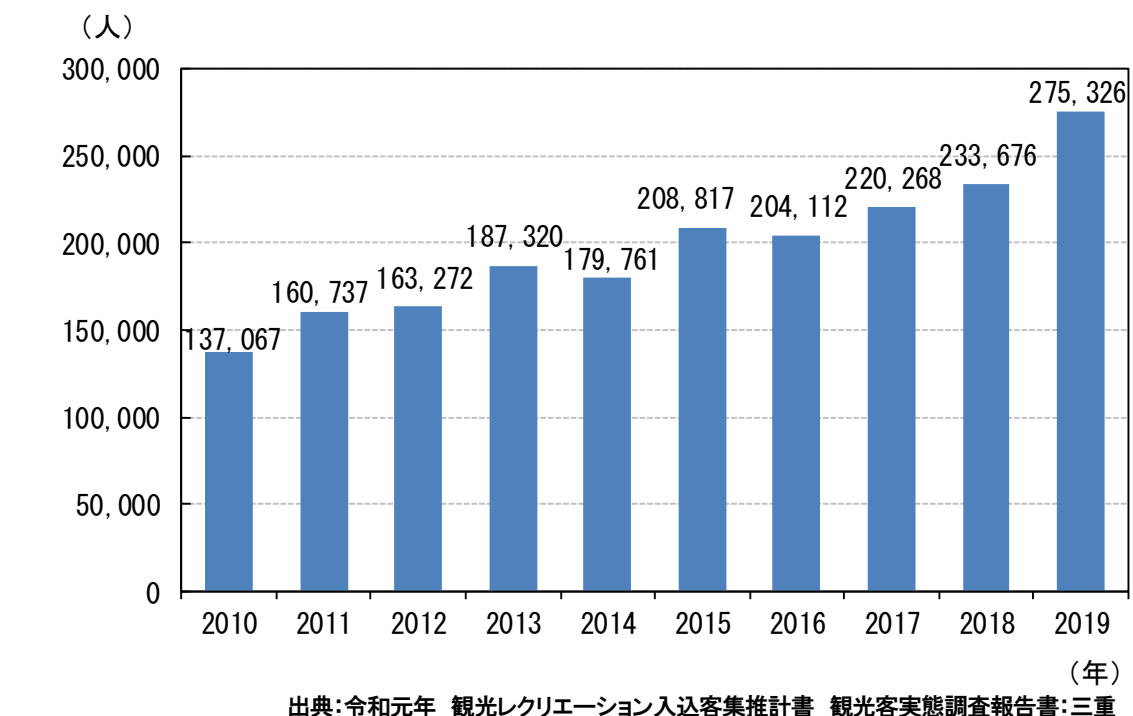
対策が不十分である。

一方、町内には、宿泊施設がなく、飲食店も少ないことから、斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館、復元建物のさいくう平安の杜などの施設に立ち寄るだけの人がほとんどで、滞在時間も短く、史跡斎宮跡の歴史的魅力を十分知ってもらえていない。

また、広大な史跡の魅力を知ってもらうため散策道など回遊できるよう整備したことで、効果が出ているが、高齢化が進む中、広大な史跡をすべて徒歩で回遊することには無理が生じている。

さらに、町内に点在する日本遺産の構成文化財や伊勢神宮とかかわりを持つ歴史的文化遺産を巡るには、ルートや誘導方法、交通手段を広域的に検討する必要があるが、隣接する伊勢市や松阪市との連携不足が課題となっている。

表 来訪者数の推移



(3)歴史的建造物や景観に関する課題

町内に趣の残る歴史的建造物等も、維持管理の手間や費用、また、生活利便性の追及や後継者不足等から空家となり、十分な管理が行き届かず損傷しているものや取り壊されたものが多く見られ、徐々に減りつつある。また、電柱や、標識柱及び照明施設、ガードレール等についても景観に配慮したものに切り換えつつもあるが、未だに史跡等の景観を阻害し、歴史的景観を損なっているものもある。



空き家となった歴史的建造物



歴史的景観を阻害する電柱

（2）明和町都市計画マスタープラン〔令和5年度（2023）見直し〕

計画の目標を「住みたい・住み続けたい持続可能なまち 明和」とし、集落を維持しつつ、独自の魅力を持つ歴史・文化・自然を活かし、環境と調和したまちづくりを目指していくとしている。

まちづくりの基本方向の一つを「歴史・文化・自然を活かしたまちづくり」とし、それらの資源を観光や住民のレクリエーションの場などとして整備・活用を図ることとしています。史跡斎宮跡全域は、歴史・文化ゾーンとして位置づけられ、史跡の保護を最優先し、建築物の立地抑制を図るとしています。また、既存住宅の居住環境を守るとともに、史跡を活かした観光地として景観に配慮した商業機能や宿泊機能を誘導するとしています。

また、斎宮跡や伊勢街道の歴史景観を守るため、景観に合った公園の整備、建築物や電柱の景観統一、良好な景観への誘導を図っていくことを方針としています。

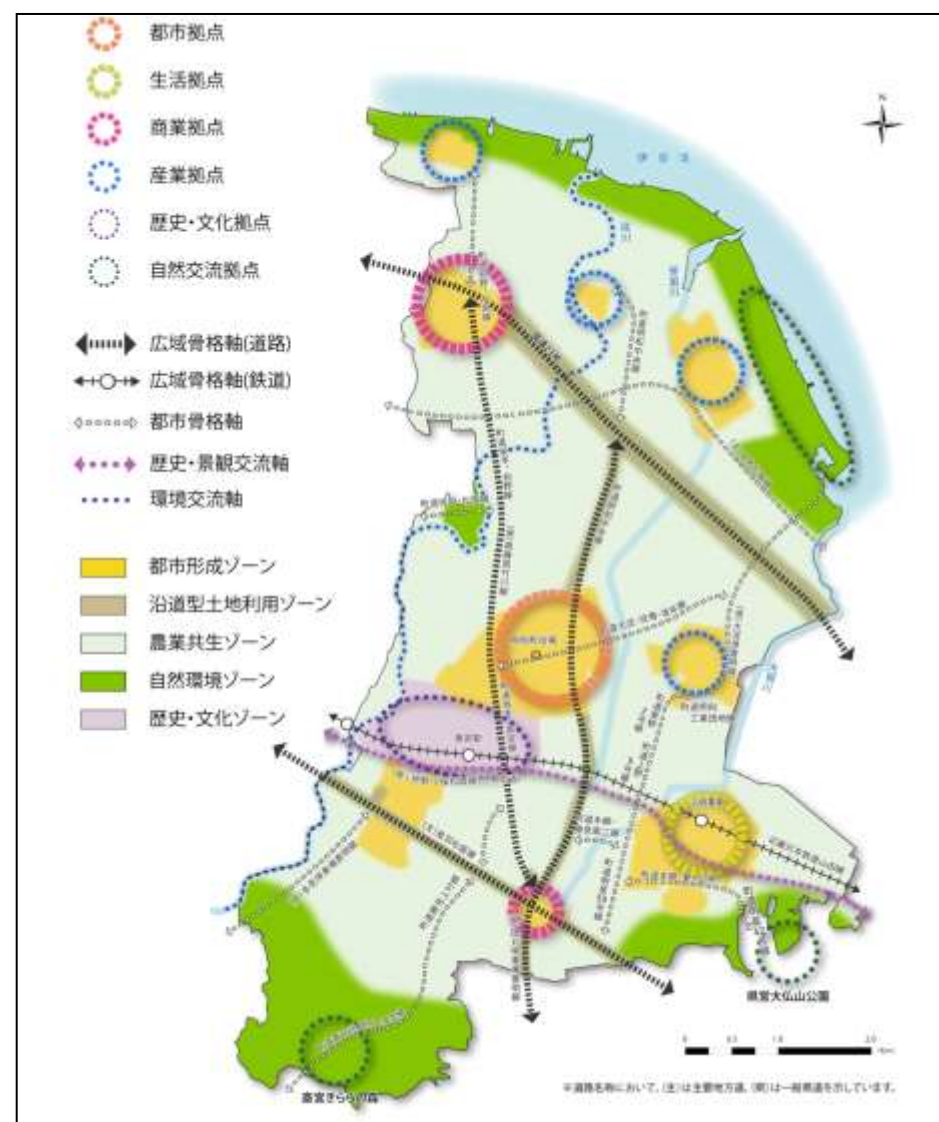


図 明和町の将来都市構造図

（2）明和町都市計画マスタープラン〔平成22年度（2010）〕

平成23年（2011）3月に策定した明和町都市計画マスタープランは、概ね20年先における明和町のあり方を考えるとしており、将来像を「こころの豊かさを実感できる 多様な生活空間が調和したまち」とし、まちづくりの目標を「“明和町”の都市アイデンティティの確立」とし、本町の特色である田園や自然・歴史・文化の活用及び都市の形成を方向付ける土地利用や基盤整備を行っていくこととしている。

まちづくりの基本目標の実現に向けたまちづくりの基本方針の一つを「自然・歴史・文化の保全・活用」とし、斎宮跡一帯における施設、景観整備や伊勢街道を活かしたまちなみの保全などを位置付けると共に、斎宮跡を歴史保全ゾーンとし、歴史・文化拠点としている。

また、まちづくりの方針における景観形成の方針では、斎宮の歴史・記憶に基づく風景づくりを進めていき、伊勢街道沿道の町なみは伊勢神宮へと通じる街道の歴史性が感じられるよう、歴史的な町なみ景観に配慮した一体的な整備を推進していくことが位置付けられている。

さらに、斎宮跡を中心とした区域の方針では、斎宮跡を文化財としての学術的価値と観光・活性化に向けた資源的価値の二面性から、史跡の保存と資源の活用を合わせて検討していくことが位置付けられている。

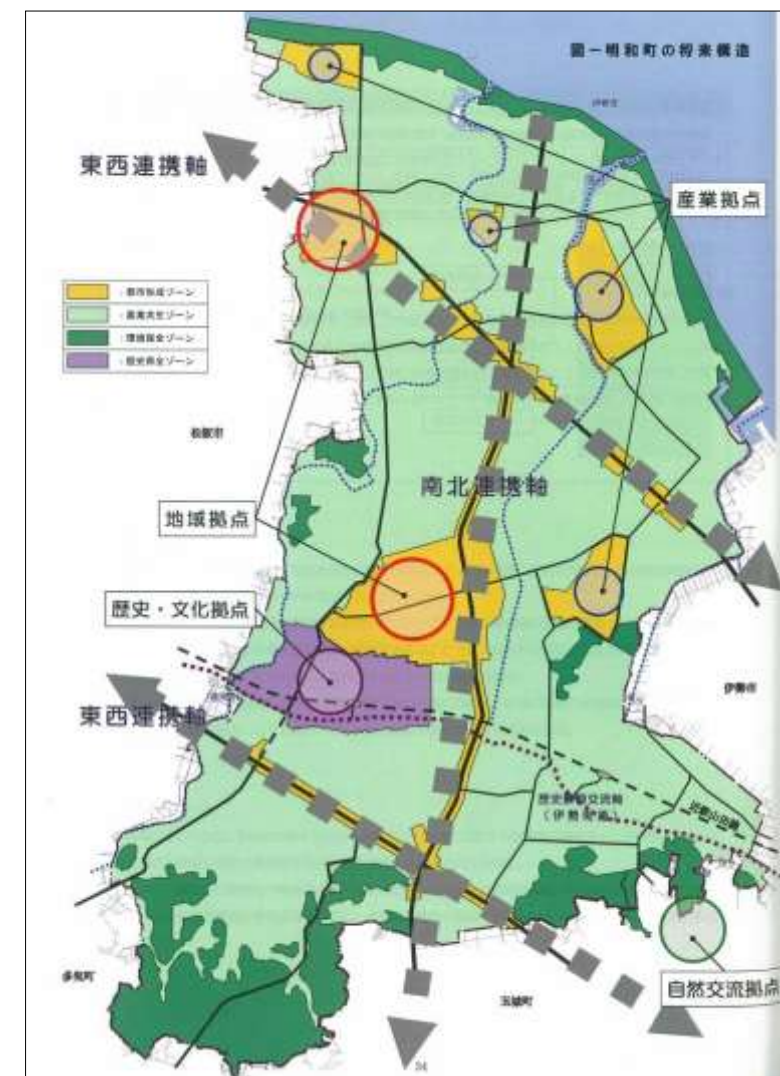


図 明和町の将来構造

P 9 5	新
-------	---

本町の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

（１）史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する方針

史跡斎宮跡を保存・活用し、後世に伝えることや史跡斎宮跡への理解を促進し、歴史文化に対する意識の向上を図るためには、史跡指定地内の住民生活との調和を図りながら、引き続き発掘調査を行うと共に、その成果に基づいた整備を行い、活用も含めた周辺的环境整備を行う。**史跡斎宮跡の環境整備については、『史跡斎宮跡保存活用計画』で示した副次的価値である、遺跡らしい農村景観を整備する。**

また、日本遺産の構成文化財については、歴史的建造物の整備を行うと共に地域住民の生活を阻害しないように、誘導案内板や駐車場整備などを行う。

（２）史跡斎宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する方針

本町は、伊勢神宮と深く関わりがあり、町内には史跡斎宮跡をはじめとした日本遺産の構成文化財など多くの歴史的文化資源が点在する。史跡斎宮跡をはじめその資源を多くの人に知ってもらい、訪れてもらうには、「斎宮」が伊勢神宮と深く関わることから「外宮」「内宮」と「斎宮」の３つがセットであることや日本遺産のストーリーの魅力を国内外に情報発信し周知を図ると共に、伊勢街道沿いの歴史的建造物や空き家、空き部屋などを宿泊や飲食施設、体験や交流の場として活用することで、伊勢街道の賑わいなどを再現し、外国人を含めた観光客の集客の向上を図る。

また、安全かつ快適に散策できる散策路や広場などの整備や町内各地に多数点在している歴史的資源やその他関連施設等を繋ぐ上で、誘導案内板や駐車場整備など引き続き充実させて回遊性を高めると共に、高齢者等が乗り物で快適に回遊できるよう移動手段も検討する。

さらに、隣接する伊勢市や松阪市等に点在している関連歴史的文化遺産を史跡斎宮跡を起点とした周遊ルートの設定やそれらを巡る交通手段なども隣接する自治体との連携を強化して実践に向けて検討する。

（３）歴史的建造物や景観に関する方針

伝統的な建築様式を残した歴史的建造物等**や史跡公園内の施設**は、所有者や管理者等の理解と協力を得て、保存し、民宿や飲食店などの店舗、休憩所など活用の方策について検討した上で、歴史的風致形成建造物に指定するなどして、必要があれば**民間事業者とも共同して、活用のための調査・修理・修復**等を行う。

また、道路等の周辺環境についても歴史的な趣に配慮した道路の美装化、電柱や標識柱及び照明施設、ガードレール等の色彩に配慮した整備を行政、企業、地域住民の協力を得ながら取り組む。

（４）地域の伝統文化や行事等の継承に関する方針

地域の伝統文化を継承し、歴史的風致を維持及び向上していくのは、その地に暮らす地域住民

P 9 3	旧
-------	---

３．歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本町の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

（１）史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する方針

史跡斎宮跡を保存・活用し、後世に伝えることや史跡斎宮跡への理解を促進し、歴史文化に対する意識の向上を図るためには、史跡指定地内の住民生活との調和を図りながら、引き続き発掘調査を行うと共に、その成果に基づいた整備を行い、活用も含めた周辺的环境整備を行う。

また、日本遺産の構成文化財については、歴史的建造物の整備を行うと共に地域住民の生活を阻害しないように、誘導案内板や駐車場整備などを行う。

（２）史跡斎宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する方針

本町は、伊勢神宮と深く関わりがあり、町内には史跡斎宮跡をはじめとした日本遺産の構成文化財など多くの歴史的文化資源が点在する。史跡斎宮跡をはじめその資源を多くの人に知ってもらい、訪れてもらうには、「斎宮」が伊勢神宮と深く関わることから「外宮」「内宮」と「斎宮」の３つがセットであることや日本遺産のストーリーの魅力を国内外に情報発信し周知を図ると共に、伊勢街道沿いの歴史的建造物や空き家、空き部屋などを宿泊や飲食施設、体験や交流の場として活用することで、伊勢街道の賑わいなどを再現し、外国人を含めた観光客の集客の向上を図る。

また、安全かつ快適に散策できる散策路や広場などの整備や町内各地に多数点在している歴史的資源やその他関連施設等を繋ぐ上で、誘導案内板や駐車場整備など引き続き充実させて回遊性を高めると共に、高齢者等が乗り物で快適に回遊できるよう移動手段も検討する。

さらに、隣接する伊勢市や松阪市等に点在している関連歴史的文化遺産を史跡斎宮跡を起点とした周遊ルートの設定やそれらを巡る交通手段なども隣接する自治体との連携を強化して実践に向けて検討する。

（３）歴史的建造物や景観に関する方針

伝統的な建築様式を残した歴史的建造物等は、所有者や管理者等の理解と協力を得て、保存し、民宿や飲食店などの店舗、休憩所など活用の方策について検討した上で、歴史的風致形成建造物に指定するなどして、必要があれば修理・修復等を行う。

また、道路等の周辺環境についても歴史的な趣に配慮した道路の美装化、電柱や標識柱及び照明施設、ガードレール等の色彩に配慮した整備を行政、企業、地域住民の協力を得ながら取り組む。

（４）地域の伝統文化や行事等の継承に関する方針

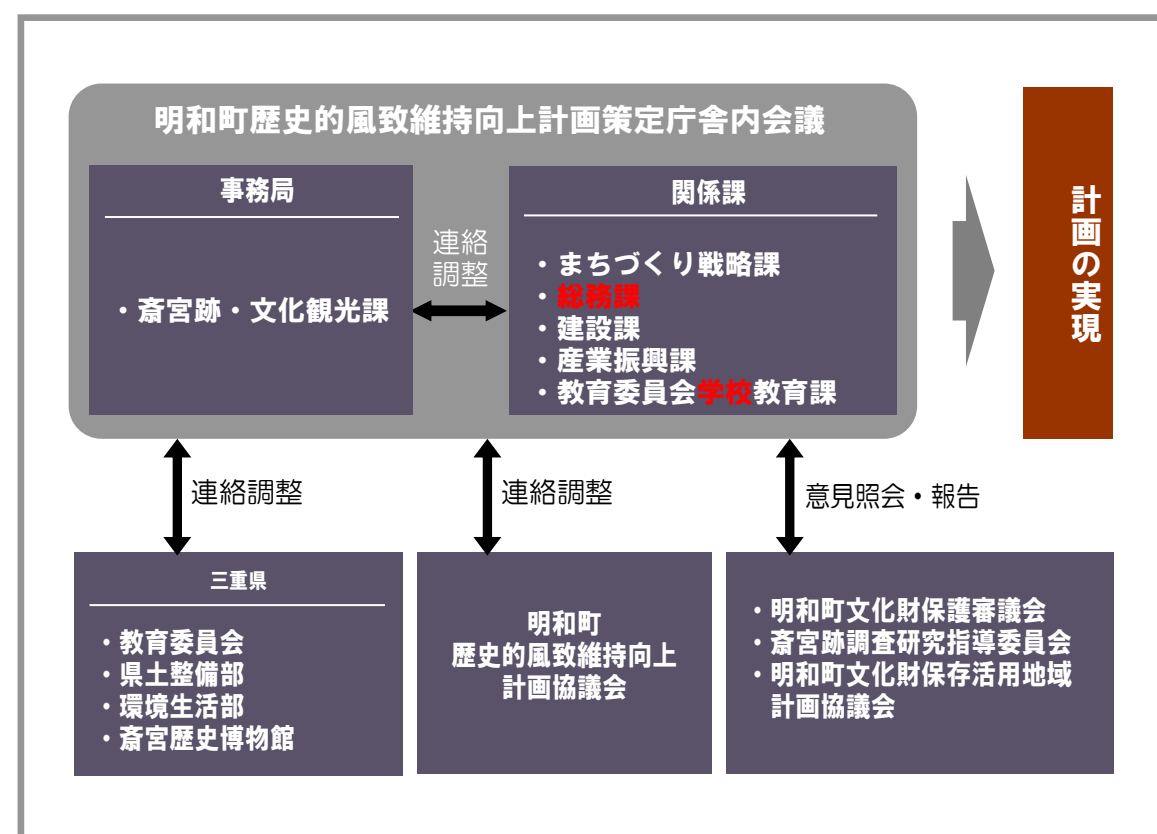
地域の伝統文化を継承し、歴史的風致を維持及び向上していくのは、その地に暮らす地域住民の理解と協力なしでは達成できない。

これまで以上に、地域の歴史的資源の保全や伝統文化の継承に取り組む各種団体への支援を積極的に行うと共に、伝統文化の聞き取り調査やお囃子^{はやし}、道具や古文書^{こもんじょ}の保存に取り組む。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持及び向上に係る歴史まちづくりは、歴史・文化だけでなく、建設、観光、都市整備等の多分野に及ぶものであることから、以下に示すとおり、庁内の各種関係部署などで構成した「明和町歴史的風致維持向上計画策定庁舎内会議」を設置し、相互の連絡調整を密に行うものとする。

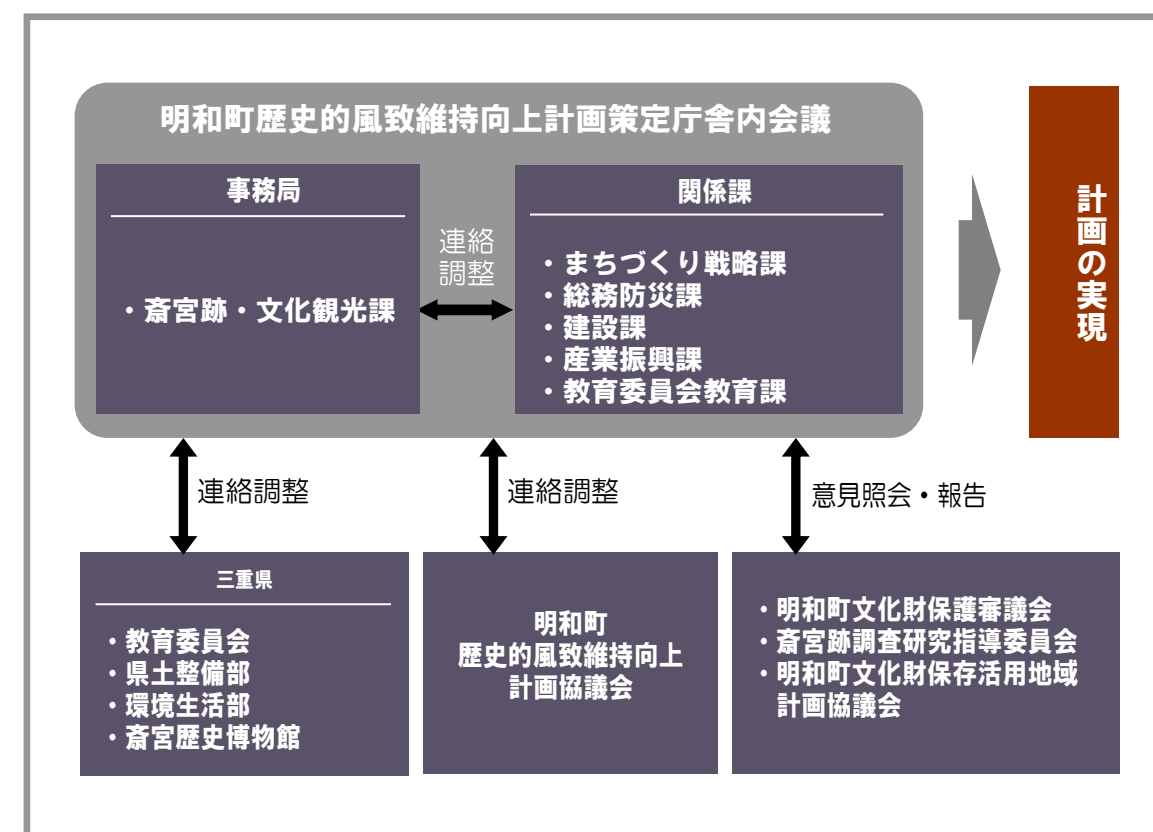
また、「三重県」や「明和町歴史的風致維持向上計画協議会」との連絡調整を行うと共に、「明和町文化財保護審議会」等への意見照会及び報告を行い、計画の実現を図るものとする。



4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持及び向上に係る歴史まちづくりは、歴史・文化だけでなく、建設、観光、都市整備等の多分野に及ぶものであることから、以下に示すとおり、庁内の各種関係部署などで構成した「明和町歴史的風致維持向上計画策定庁舎内会議」を設置し、相互の連絡調整を密に行うものとする。

また、「三重県」や「明和町歴史的風致維持向上計画協議会」との連絡調整を行うと共に、「明和町文化財保護審議会」等への意見照会及び報告を行い、計画の実現を図るものとする。



P 1 1 4	新
---------	---

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 町全体に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には国、県、町指定・登録文化財が合わせて 65 件ある。これらは本町の歴史・文化・伝統をテーマとしたまちづくりに対する貴重な歴史的文化資源となっている。

こうした中、文化財の保存と活用に関する日常的な管理は、所有者や管理者である行政や自治会等で行われている。

今後は、個々の文化財が有する価値を正しい形で後世に継承し、町民一人ひとりが文化財を地域の誇りとして捉え、それが地域への愛着と親しみを醸成させていくきっかけとなるよう、適切な維持と保全に努めると共に、文化財が持つ本来の魅力を一層高め、町民に周知していきながら積極的に活用していくことを基本方針とする。

指定文化財の保存・管理については、文化財保護法、三重県文化財保護条例、明和町文化財保護条例等の法・条例に基づいて、所有者や管理者等に適切な保存・活用、管理に関する指導や助言を行っている。

有形の文化財については、現状の保存状態を調査し、修理の必要な文化財には対策を講じ、無形の文化財については、継承を図れるよう支援する。

未指定の文化財については、順次、調査・研究を行い、得られた結果から適切な価値付けを行って、必要に応じて文化財の指定について検討を行っていく。また、新たに指定された文化財や未指定の文化財を含む全ての文化財を対象に、歴史的な関連性や物語性等を考慮して、回遊ルートの設定等の活用方策を検討していくことが必要である。それらのことから、本町では指定、未指定に関わらず、残された文化財を確実に後世に伝えていくために、「明和町文化財保存活用地域計画」を令和2年（2020）度に策定した。

【史跡斎宮跡】

史跡斎宮跡は、昭和54年（1979）3月に史跡指定を受けてから40年経過するが、今後も引き続き史跡指定地内の住民生活と調和を図りながら、実態解明のための発掘調査を行い、その成果に基づいた整備を行うことで住民の理解を促進させ、歴史文化に対する意識の向上を図り、後世に伝えていく。

また、活用も含めた周辺環境整備は、『**史跡斎宮跡保存活用計画**』に基づき、安全かつ快適に散策できる散策路や広場などの整備、**農村景観の整備**、誘導案内板や駐車場整備など引き続き充実させて回遊性を高めると共に、史跡内を高齢者等が乗り物で快適に回遊できるよう移動手段も検討する。

さらに、史跡斎宮跡は伊勢神宮と深く関わることから「外宮」「内宮」と「斎宮」の3つがセットであることを国内外に情報発信し周知を図ると共に隣接する自治体にも伊勢神宮と関わる歴史的建造物が点在することから、それらと史跡斎宮跡と結ぶ周遊ルートの設定など伊勢市や松阪市などの近隣自治体との連携を強化して広域的な活用を図る。

P 1 1 2	旧
---------	---

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 町全体に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には国、県、町指定文化財が合わせて 56 件ある。これらは本町の歴史・文化・伝統をテーマとしたまちづくりに対する貴重な歴史的文化資源となっている。

こうした中、文化財の保存と活用に関する日常的な管理は、所有者や管理者である行政や自治会等で行われている。

今後は、個々の文化財が有する価値を正しい形で後世に継承し、町民一人ひとりが文化財を地域の誇りとして捉え、それが地域への愛着と親しみを醸成させていくきっかけとなるよう、適切な維持と保全に努めると共に、文化財が持つ本来の魅力を一層高め、町民に周知していきながら積極的に活用していくことを基本方針とする。

指定文化財の保存・管理については、文化財保護法、三重県文化財保護条例、明和町文化財保護条例等の法・条例に基づいて、所有者や管理者等に適切な保存・活用、管理に関する指導や助言を行っている。

有形の文化財については、現状の保存状態を調査し、修理の必要な文化財には対策を講じ、無形の文化財については、継承を図れるよう支援する。

未指定の文化財については、順次、調査・研究を行い、得られた結果から適切な価値付けを行って、必要に応じて文化財の指定について検討を行っていく。また、新たに指定された文化財や未指定の文化財を含む全ての文化財を対象に、歴史的な関連性や物語性等を考慮して、回遊ルートの設定等の活用方策を検討していくことが必要である。それらのことから、本町では指定、未指定に関わらず、残された文化財を確実に後世に伝えていくために、「明和町文化財保存活用地域計画」を令和2年（2020）度に策定した。

【史跡斎宮跡】

史跡斎宮跡は、昭和54年（1979）3月に史跡指定を受けてから40年経過するが、今後も引き続き史跡指定地内の住民生活と調和を図りながら、実態解明のための発掘調査を行い、その成果に基づいた整備を行うことで住民の理解を促進させ、歴史文化に対する意識の向上を図り、後世に伝えていく。

また、活用も含めた周辺環境整備は、安全かつ快適に散策できる散策路や広場などの整備、誘導案内板や駐車場整備など引き続き充実させて回遊性を高めると共に、史跡内を高齢者等が乗り物で快適に回遊できるよう移動手段も検討する。

さらに、史跡斎宮跡は伊勢神宮と深く関わることから「外宮」「内宮」と「斎宮」の3つがセットであることを国内外に情報発信し周知を図ると共に隣接する自治体にも伊勢神宮と関わる歴史的建造物が点在することから、それらと史跡斎宮跡と結ぶ周遊ルートの設定など伊勢市や松阪市などの近隣自治体との連携を強化して広域的な活用を図る。

P115	新
------	---

【日本遺産】

本町は、伊勢神宮と深く関わりがあり、町内には史跡斎宮跡をはじめ多くの歴史的文化資源が点在し、その一部が日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」の構成文化財となっている。

日本遺産のストーリーの魅力を国内外に周知させるための情報発信を積極的にすると共に、構成文化財の整備を行い、地域住民に迷惑のかからないように誘導案内板や駐車場整備などの整備も行い観光客の集客向上を図る。

【歴史的建造物】

本町の南部には、江戸時代にお伊勢参りでにぎわっていた伊勢街道が東西に通っており、伝統的な建築様式を残した歴史的建造物がところどころ残っている。

その歴史的建造物等は、所有者や管理者等の理解と協力を得て保存し、宿泊や飲食施設、体験や交流の場として活用できるものについては、歴史的風致形成建造物に指定するなどして、必要があれば修理・修復等を行い、伊勢街道の賑わいなどを再現し、外国人を含めた観光客の集客の向上を図る。

【伝統文化】

地域の伝統文化を継承し、歴史的風致を維持及び向上していくのは、その地に暮らす地域住民の理解と協力なしでは達成できない。

地域においては、伝統文化の継承に取り組む各種団体への支援を積極的に行うと共に、伝統文化の聞き取り調査やお囃子^{はやし}、道具や古文書の保存に取り組む。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理や整備にあたっては、文化財としての歴史的価値の維持に配慮する必要があり、文化財の種類に応じて関係法令を遵守し、適切な手続きにより対応すると共に必要に応じて文化庁や三重県教育委員会などの助言を受ける。

また、文化財の修理や整備は、史料及び発掘調査の成果に基づいて取り組むことを基本としつつ、周辺の文化財等の状況も踏まえながら総合的な整備を行う。

建造物の解体修理や歴史的な建造物を復元するなどの大規模な工事が発生した場合は、専門委員会等を設置し、過去の調査記録や新たに詳細な調査、研究を行った上で取り組む。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町には「明和町立歴史民俗資料館（ふるさと会館内）」や「斎宮歴史博物館（県立）」、体験学習施設「いつきのみや歴史体験館」、復元建物施設「さいく^{へいあん}う^{もり}平安の杜」及び民間の「まちかど博物館」、**古民家を改修した店舗**など文化財や歴史資料等の展示内容や**活用**方法に特色のある施設がある。

これら施設の特色や展示内容等を考慮し、相互の連携を図ることで、町内の歴史的文化資源を散策する回遊ルートの中での拠点施設となるよう調整する。
また、こうした施設は、文化財をはじめとする歴史的文化資源を往時の世界に触れることができる場であるため、関係施設と連携し、歴史・文化講座等をこれまで以上に開催することで、文

P113	旧
------	---

【日本遺産】

本町は、伊勢神宮と深く関わりがあり、町内には史跡斎宮跡をはじめ多くの歴史的文化資源が点在し、その一部が日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」の構成文化財となっている。

日本遺産のストーリーの魅力を国内外に周知させるための情報発信を積極的にすると共に、構成文化財の整備を行い、地域住民に迷惑のかからないように誘導案内板や駐車場整備などの整備も行い観光客の集客向上を図る。

【歴史的建造物】

本町の南部には、江戸時代にお伊勢参りでにぎわっていた伊勢街道が東西に通っており、伝統的な建築様式を残した歴史的建造物がところどころ残っている。

その歴史的建造物等は、所有者や管理者等の理解と協力を得て保存し、宿泊や飲食施設、体験や交流の場として活用できるものについては、歴史的風致形成建造物に指定するなどして、必要があれば修理・修復等を行い、伊勢街道の賑わいなどを再現し、外国人を含めた観光客の集客の向上を図る。

【伝統文化】

地域の伝統文化を継承し、歴史的風致を維持及び向上していくのは、その地に暮らす地域住民の理解と協力なしでは達成できない。

地域においては、伝統文化の継承に取り組む各種団体への支援を積極的に行うと共に、伝統文化の聞き取り調査やお囃子^{はやし}、道具や古文書の保存に取り組む。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理や整備にあたっては、文化財としての歴史的価値の維持に配慮する必要があり、文化財の種類に応じて関係法令を遵守し、適切な手続きにより対応すると共に必要に応じて文化庁や三重県教育委員会などの助言を受ける。

また、文化財の修理や整備は、史料及び発掘調査の成果に基づいて取り組むことを基本としつつ、周辺の文化財等の状況も踏まえながら総合的な整備を行う。

建造物の解体修理や歴史的な建造物を復元するなどの大規模な工事が発生した場合は、専門委員会等を設置し、過去の調査記録や新たに詳細な調査、研究を行った上で取り組む。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町には「明和町立歴史民俗資料館（ふるさと会館内）」や「斎宮歴史博物館（県立）」、体験学習施設「いつきのみや歴史体験館」、復元建物施設「さいく^{へいあん}う^{もり}平安の杜」及び民間の「まちかど博物館」など文化財や歴史資料等の展示内容や展示方法に特色のある施設がある。

これら施設の特色や展示内容等を考慮し、相互の連携を図ることで、町内の歴史的文化資源を散策する回遊ルートの中での拠点施設となるよう調整する。

また、こうした施設は、文化財をはじめとする歴史的文化資源を往時の世界に触れることができる場であるため、関係施設と連携し、歴史・文化講座等をこれまで以上に開催することで、文化財や歴史に対する興味や知識をさらに深めてもらう機会を提供できるよう努める。

が、歴史的風致の維持及び向上を図るため、必要に応じて調査を実施していく。

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

本町では、史跡斎宮跡を核に町の活性化を図ることも視野に入れ、平成 13 年 4 月から、本来、教育委員会の事務である文化財保護に関する事務を町長部局で補助執行し、町長部局である斎宮跡・文化観光課 文化財係が史跡斎宮跡を中心に各種文化財の保存・活用に関する文化財行政を行っている。現在（令和 8 年 3 月）、斎宮跡・文化観光課 文化財係には、5 人の職員を配置し、うち 3 人が埋蔵文化財専門職員である。

こうした中、生涯学習事業の一環として歴史民俗資料館事業を行っているのは教育委員会教育課であり、これまでも、斎宮跡・文化観光課と教育課の両課は連携を図り、文化財の保存・活用と教育の観点から町民への意識向上に努めてきた。今後もこの体制を堅持しながら、一層の効率的、効果的な文化財の保存・活用を進めて行く。

また、明和町文化財保護条例第 4 2 条の規定に基づき、明和町文化財保護審議会が教育委員会に設置され、その事務は、補助執行により斎宮跡・文化観光課が担当している。審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。委員は、考古 1 人、~~古代 4 人~~、建築 1 人、美術工芸 1 人、古文書 1 人、民俗 1 人、郷土史 4 人の 9 人で構成されている。審議会は、今後も未指定文化財の調査及び発掘を行い、町指定文化財の指定、登録並びに保存・活用について支援を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

町内には、「大淀祇園ばやし保存会」をはじめ、「有爾中天王踊保存会」や「明和町郷土文化を守る会」等の文化財及び地域の歴史的文化資源の保存・活用や伝統行事を継承している各種団体がある。

史跡斎宮跡では、平成元年に「公益財団法人 国史跡斎宮跡保存協会」を設立し、斎宮跡の保存・活用と啓発を行うと共に、公有地や史跡公園の維持管理を明和町から受託している。

地域住民では、保存と活用に積極的に取り組んでいる「国史跡斎宮跡協議会」や昭和 59 年に設立された「斎王まつり実行委員会」は、毎年 6 月に開催される「斎王まつり」だけでなく、多くの行事に出向き史跡斎宮跡の啓発に貢献している。また、平成 15 年(2003)に設立した「^{いつきの}斎宮ガイドボランティア」は、史跡の案内を行い、「明和町緑のまちづくり推進委員会」では、史跡地内にナバナやコスモスなどの種を蒔き、花いっぱい運動を行っている。そのほか「^{いつきの}斎王の舞保存会」や「^{くれたけくらぶ}呉竹倶楽部」など様々な団体が活動を行っている。

今後は、各種団体が相互に連携、協力を図り、さらに町外の団体も含めた交流や意見交換ができる拠点となる場を設けると共に、町民も参加し、新たな担い手づくりのきっかけとなるような場を設けていくなど各種団体への支援を積極的に行う。

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

本町では、史跡斎宮跡を核に町の活性化を図ることも視野に入れ、平成 13 年 4 月から、本来、教育委員会の事務である文化財保護に関する事務を町長部局で補助執行し、町長部局である斎宮跡・文化観光課 文化財係が史跡斎宮跡を中心に各種文化財の保存・活用に関する文化財行政を行っている。現在、斎宮跡・文化観光課 文化財係には、3 人の職員を配置し、うち 2 人が埋蔵文化財専門職員である。

こうした中、生涯学習事業の一環として歴史民俗資料館事業を行っているのは教育委員会教育課であり、これまでも、斎宮跡・文化観光課と教育課の両課は連携を図り、文化財の保存・活用と教育の観点から町民への意識向上に努めてきた。今後もこの体制を堅持しながら、一層の効率的、効果的な文化財の保存・活用を進めて行く。

また、明和町文化財保護条例第 4 2 条の規定に基づき、明和町文化財保護審議会が教育委員会に設置され、その事務は、補助執行により斎宮跡・文化観光課が担当している。審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。委員は、考古 1 人、古代 1 人、建築 1 人、美術工芸 1 人、古文書 1 人、民俗 1 人、郷土史 2 人の 8 人で構成されている。審議会は、今後も未指定文化財の調査及び発掘を行い、町指定文化財の指定、登録並びに保存・活用について支援を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

町内には、「大淀祇園ばやし保存会」をはじめ、「有爾中天王踊保存会」や「明和町郷土文化を守る会」等の文化財及び地域の歴史的文化資源の保存・活用や伝統行事を継承している各種団体がある。

史跡斎宮跡では、平成元年に「公益財団法人 国史跡斎宮跡保存協会」を設立し、斎宮跡の保存・活用と啓発を行うと共に、公有地や史跡公園の維持管理を明和町から受託している。

地域住民では、保存と活用に積極的に取り組んでいる「国史跡斎宮跡協議会」や昭和 59 年に設立された「斎王まつり実行委員会」は、毎年 6 月に開催される「斎王まつり」だけでなく、多くの行事に出向き史跡斎宮跡の啓発に貢献している。また、平成 15 年(2003)に設立した「^{いつきの}斎宮ガイドボランティア」は、史跡の案内を行い、「明和町緑のまちづくり推進委員会」では、史跡地内にナバナやコスモスなどの種を蒔き、花いっぱい運動を行っている。そのほか「^{いつきの}斎王の舞保存会」や「^{くれたけくらぶ}呉竹倶楽部」など様々な団体が活動を行っている。

今後は、各種団体が相互に連携、協力を図り、さらに町外の団体も含めた交流や意見交換ができる拠点となる場を設けると共に、町民も参加し、新たな担い手づくりのきっかけとなるような場を設けていくなど各種団体への支援を積極的に行う。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の指定文化財は、史跡斎宮跡や町指定無形文化財の大淀祇園まつりがある。また、日本遺産の構成文化財や伊勢街道沿いに残る歴史的建造物などの歴史的文化資源が点在する。

令和2年度(2020)に策定した「明和町文化財保存活用地域計画」に基づき、重点区域内の未指定の日本遺産の構成文化財や歴史的建造物をはじめ点在する歴史的文化資産の調査や保全、活用を図る。

史跡斎宮跡は、「史跡斎宮跡保存管理計画(昭和54年度)」に基づいて土地利用区分が行われ、土地公有化、現状変更、発掘調査、史跡整備の方針を示し、史跡の保存、管理等を行っている。

また、昭和53年(1978)に県と町との「斎宮跡の保存にかかる業務分担」が決められており、主に県は、発掘調査と史跡整備を担当し、町は史跡の公有化と維持管理を担当することとなっている。この業務分担に基づき県は、史跡斎宮跡の解明のための発掘調査の推進や調査成果をより理解し、より親しみを持てるよう整備し、町は、それらを保存・活用するため公有化を進め、適切な維持管理に努める。

令和7年には、『史跡斎宮跡保存管理計画』を引き継ぐ形で、『史跡斎宮跡保存活用計画』を策定し、史跡の価値に基づいて、保存・活用・整備の方針を示している。

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域内の歴史的風致を形成している歴史的な建造物については、保存・整備(修理・修景)を行い、積極的に公開する。

また、日本遺産の構成文化財や歴史的建造物をはじめ点在する歴史的文化資源についても、必要に応じて史実に基づき整備すると共に周辺環境整備を行うことで、理解が促進され、地域住民と共に活用することで、住民が歴史文化に対する意識の向上と愛着を持つように取り組む。

<重点区域内での事業>

- 歴史的建造物の活用整備事業〔令和4年度～令和8年度〕
- 日本遺産構成文化財(佐々夫江行宮跡広場等)整備事業〔令和9年度～令和12年度〕

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域においては、町内に点在する歴史的文化資源に対する案内や説明等について順次整備を進めているが、今後も史跡斎宮跡や日本遺産の構成文化財等を中心に公園整備やトイレ、駐車場等の便益施設を設置するなど、それぞれの時代設定に即した形態意匠に配慮すると共に、隣接する農地等の景観特性をも十分考慮した上で快適な環境を構築することを検討する。また、回遊ルートの検討を踏まえた上で必要に応じて案内板や説明板等を設置していく。

<重点区域内での事業>

- 史跡公園(稗戸広場)整備事業〔令和4年度、令和7、8年度〕
- 史跡公園(社の森広場)整備事業〔令和6年度～令和8年度〕
- 史跡公園(南裏広場)整備事業〔令和4年度～令和8年度〕

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の指定文化財は、史跡斎宮跡や町指定無形文化財の大淀祇園まつりがある。また、日本遺産の構成文化財や伊勢街道沿いに残る歴史的建造物などの歴史的文化資源が点在する。

史跡斎宮跡は、「史跡斎宮跡保存管理計画(昭和54年度)」に基づいて土地利用区分が行われ、土地公有化、現状変更、発掘調査、史跡整備の方針を示し、史跡の保存、管理等を行っている。しかし、史跡指定から40年経過することから、活用も含めた保存活用計画への見直しも検討する時期でもある。

また、昭和53年(1978)に県と町との「斎宮跡の保存にかかる業務分担」が決められており、主に県は、発掘調査と史跡整備を担当し、町は史跡の公有化と維持管理を担当することとなっている。この業務分担に基づき県は、史跡斎宮跡の解明のための発掘調査の推進や調査成果をより理解し、より親しみを持てるよう整備し、町は、それらを保存・活用するため公有化を進め、適切な維持管理に努める。

さらに、令和2年度(2020)に策定した「明和町文化財保存活用地域計画」に基づき、重点区域内の未指定の日本遺産の構成文化財や歴史的建造物をはじめ点在する歴史的文化資産の調査や保全、活用を図る。

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域内の歴史的風致を形成している歴史的な建造物については、保存・整備(修理・修景)を行い、積極的に公開する。

また、日本遺産の構成文化財や歴史的建造物をはじめ点在する歴史的文化資源についても、必要に応じて史実に基づき整備すると共に周辺環境整備を行うことで、理解が促進され、地域住民と共に活用することで、住民が歴史文化に対する意識の向上と愛着を持つように取り組む。

<重点区域内での事業>

- 歴史的建造物の活用整備事業〔令和4年度～令和8年度〕
- 日本遺産構成文化財(佐々夫江行宮跡広場等)整備事業〔令和7年度～令和12年度〕

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域においては、町内に点在する歴史的文化資源に対する案内や説明等について順次整備を進めているが、今後も史跡斎宮跡や日本遺産の構成文化財等を中心に公園整備やトイレ、駐車場等の便益施設を設置するなど、それぞれの時代設定に即した形態意匠に配慮すると共に、隣接する農地等の景観特性をも十分考慮した上で快適な環境を構築することを検討する。また、回遊ルートの検討を踏まえた上で必要に応じて案内板や説明板等を設置していく。

<重点区域内での事業>

- 史跡公園(稗戸広場)整備事業〔令和4年度～令和8年度〕
- 史跡公園(社の森広場)整備事業〔令和4年度～令和8年度〕
- 史跡公園(南裏広場)整備事業〔令和4年度～令和8年度〕
- 案内標識・サイン整備事業〔令和3年度～令和7年度〕

P120	新
------	---

- 案内標識・サイン整備事業〔令和3年度～令和12年度〕
- いつき茶屋改修事業〔令和10年度～令和12年度〕

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の史跡斎宮跡においては、第1期計画で幹線排水路の改修を行い、局地的な大雨などによる史跡地内の冠水を防ぐことで地域はもとより来訪者への被害を解消したり、路面の美装化、一部ではあるが電柱の撤去など文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮してきた。

今後も、史跡斎宮跡や日本遺産の構成文化財などを保存・活用し、後世に伝えるため、地域住民の生活と調和を図るための環境整備や来訪者が斎宮跡を効率よく、安全に巡ることができる整備を行うことで魅力あるものに整備する。

また、史跡斎宮跡や日本遺産の構成文化財など町内に点在している歴史的文化資源やその他関連施設を繋ぐために誘導案内板を設置し、ネットワークの形成を図り、回遊性を高める。

さらに、当該区域の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的な趣に配慮し、調和のとれた色彩等の統一、街灯の暖色化や景観を阻害する空き家等の建物、景観阻害樹木などの撤去を行うなど歴史的周辺環境の整備を行うなど取り組む。

＜重点区域内での事業＞

- 斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業〔令和3、4年度～令和12年度〕
- 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業〔令和8年度～令和9年度〕
- 竹神社前ポケットパーク整備事業〔令和4年度～令和6年度〕
- 歴史的文化遺産景観形成事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 東加座広場整備事業〔令和4年度～令和12年度〕
- 下園・御館道ポケットパーク整備事業〔令和5年度、9年度～令和12年度〕
- 防空壕ポケットパーク整備事業〔令和9年度～令和12年度〕
- 史跡農園整備事業〔令和9年度～令和12年度〕
- 歴史的資源回遊性向上事業〔令和9年度～令和12年度〕

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内では、史跡斎宮跡で毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、「いつきのみや歴史体験館」や「さいくう平安の杜」で松阪地区広域消防組合 明和消防署と連携を図り防災訓練を実施している。

今後は、指定文化財のみならず、未指定文化財を含め、文化財の所有者、管理者、地域住民の参加を呼びかけ、防災・防犯意識の啓発に努める。

さらに、文化財の修理（整備）事業等に合わせ、必要に応じて防犯カメラや消防設備の設置及び最新設備への更新、耐震の措置を図るよう努め、文化財の防災・防犯に備える。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内において、生涯学習の場や小学校等の教育の場において、毎年史跡斎宮跡で開催する小中学生を対象とした「斎宮跡の体験発掘教室」など町内の歴史文化に直接触れ、親しむ機会を設けるなどして、歴史文化への興味を創出し保存に対する理解を高め、次世代を担

P118	旧
------	---

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の史跡斎宮跡においては、第1期計画で幹線排水路の改修を行い、局地的な大雨などによる史跡地内の冠水を防ぐことで地域はもとより来訪者への被害を解消したり、路面の美装化、一部ではあるが電柱の撤去など文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮してきた。

今後も、史跡斎宮跡や日本遺産の構成文化財などを保存・活用し、後世に伝えるため、地域住民の生活と調和を図るための環境整備や来訪者が斎宮跡を効率よく、安全に巡ることができる整備を行うことで魅力あるものに整備する。

また、史跡斎宮跡や日本遺産の構成文化財など町内に点在している歴史的文化資源やその他関連施設を繋ぐために誘導案内板を設置し、ネットワークの形成を図り、回遊性を高める。

さらに、当該区域の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的な趣に配慮し、調和のとれた色彩等の統一や景観を阻害する空き家等の建物などの撤去を行うなど歴史的周辺環境の整備を行うなど取り組む。

＜重点区域内での事業＞

- 斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業〔令和8年度～令和9年度〕
- 竹神社前ポケットパーク整備事業〔令和4年度～令和6年度〕
- 歴史的文化遺産景観形成事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 東加座広場整備事業〔令和4年度～令和8年度〕
- 下園・御館道ポケットパーク整備事業〔令和5年度～令和12年度〕

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内では、史跡斎宮跡で毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、「いつきのみや歴史体験館」や「さいくう平安の杜」で松阪地区広域消防組合 明和消防署と連携を図り防災訓練を実施している。

今後は、指定文化財のみならず、未指定文化財を含め、文化財の所有者、管理者、地域住民の参加を呼びかけ、防災・防犯意識の啓発に努める。

さらに、文化財の修理（整備）事業等に合わせ、必要に応じて防犯カメラや消防設備の設置及び最新設備への更新、耐震の措置を図るよう努め、文化財の防災・防犯に備える。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内において、生涯学習の場や小学校等の教育の場において、毎年史跡斎宮跡で開催する小中学生を対象とした「斎宮跡の体験発掘教室」など町内の歴史文化に直接触れ、親しむ機会を設けるなどして、歴史文化への興味を創出し保存に対する理解を高め、次世代を担う人材の育成に積極的に取り組む。

特に、各種イベントやシンポジウムの開催時には、史跡斎宮跡や日本遺産をできるだけ発表できる機会を設けるなど普及・啓発活動を図り、広く知ってもらえるよう国内外に情報発信する。

＜重点区域内での事業＞

- 歴史的文化観光講座事業〔令和3年度～令和12年度〕

P121	新
------	---

う人材の育成に積極的に取り組む。

特に、各種イベントやシンポジウムの開催時には、史跡斎宮跡や日本遺産をできるだけ発表できる機会を設けるなど普及・啓発活動を図り、広く知ってもらえるよう国内外に情報発信する。

＜重点区域内での事業＞

- 歴史的文化観光講座事業〔令和3年度～令和12年度〕
- ガイドボランティア育成事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 斎宮・斎王に関連する地域との連携事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 環境整備のためのビジョン・戦略策定（歴史的文化遺産活用調査）〔令和8年度～令和12年度〕
- 歴史的文化遺産に関する総合的な情報発信事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築〔令和3年度～令和12年度〕

（8）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財は、61 か所ある。これらは重点区域内の歴史を語る上で重要な歴史的文化遺産であり文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財において土木工事等を行う際の届出や事前協議の中でできるだけ埋蔵文化財を回避できるように働きかける。また、それ以外の場所において新たに遺跡が発見された場合の届出等において事業者に対しその意義を説明し、理解を求め、記録保存など適切な保護措置を図る。

また、史跡斎宮跡地内で現状変更が必要な行為が生じる場合は、法の許可のもと、『史跡斎宮跡保存活用計画』『史跡斎宮跡保存管理計画』に基づき、適切に保存・管理等を行う。

（9）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内では、史跡斎宮跡の保存・活用・啓発・維持管理にまつわる活動を展開する団体が存在している。それらの活動を活性化させるためため、必要な情報提供や人材交流、人材育成などの支援や各種団体が相互に連携、協力を図り、さらに町外の団体も含めた交流や意見交換ができる拠点となる場を設けると共に、町民も参加し、新たな担い手づくりのきっかけとなるような場を設けていくことに努める。

＜重点区域内での事業＞

- ガイドボランティア育成事業
- 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築
- 整備効果促進事業（伝統的活動への支援）

P119	旧
------	---

- ガイドボランティア育成事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 斎宮・斎王に関連する地域との連携事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 歴史的文化遺産活用調査〔令和6年度、令和11年度〕
- 歴史的文化遺産に関する総合的な情報発信事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築〔令和3年度～令和12年度〕

（8）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財は、61 か所ある。これらは重点区域内の歴史を語る上で重要な歴史的文化遺産であり文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財において土木工事等を行う際の届出や事前協議の中でできるだけ埋蔵文化財を回避できるように働きかける。また、それ以外の場所において新たに遺跡が発見された場合の届出等において事業者に対しその意義を説明し、理解を求め、記録保存など適切な保護措置を図る。

また、史跡斎宮跡地内で現状変更が必要な行為が生じる場合は、法の許可のもと、「史跡斎宮跡保存管理計画」に基づき、適切に保存・管理等を行う。

（9）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内では、史跡斎宮跡の保存・活用・啓発・維持管理にまつわる活動を展開する団体が存在している。それらの活動を活性化させるためため、必要な情報提供や人材交流、人材育成などの支援や各種団体が相互に連携、協力を図り、さらに町外の団体も含めた交流や意見交換ができる拠点となる場を設けると共に、町民も参加し、新たな担い手づくりのきっかけとなるような場を設けていくことに努める。

＜重点区域内での事業＞

- ガイドボランティア育成事業
- 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築

名称	主な活動エリア	活動概要
国史跡斎宮跡協議会	斎宮	史跡斎宮跡地内の住民生活と史跡の保存・活用との調整、啓発
明和町緑のまちづくり推進委員会	全域	文化財施設等への植栽
（公財）国史跡斎宮跡保存協会	斎宮	史跡斎宮跡の保存・活用と維持管理
斎王まつり実行委員会	斎宮	斎王まつりの開催、啓発、情報発信
明和町郷土文化を守る会	全域	郷土文化の調査研究、保存、啓発
斎宮ガイドボランティア	斎宮	史跡斎宮跡の案内等
斎王の舞保存会	斎宮	啓発、情報発信、イベント協力
呉竹倶楽部	斎宮	史跡斎宮跡の施設管理、案内、啓発、植栽
牛葉喜楽会	斎宮	斎王の森の維持管理
祓川環境美化推進協議会	全域	祓川の保全、清掃
大淀祭典委員会	大淀	大淀祇園まつりの継承等
かわせみ座	斎宮	歴史文化の紙芝居による啓発

表 重点区域内の各種団体等一覧表

P123	新
------	---

な公開・活用を行い、歴史的風致の維持向上を図ることとする。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や行政の関係部局と十分な協議・調整を図りながら、地域住民や関係団体等との協力により適切に行うものとする。

上記歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

なお、今後も重点区域内の歴史的文化資源の調査・研究などを継続的に行うことで、歴史的風致維持向上施設として位置付ける必要が生じた場合は、適時本計画に加えるものとする。

(1) 史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する事業

- (1)－1 日本遺産構成文化財（佐々夫江行宮跡広場等）整備事業
- (1)－2 史跡公園（社の森広場）整備事業
- (1)－3 史跡公園（東加座広場）整備事業
- (1)－4 斎宮駅前周辺広場→**散策道等**整備事業
- (1)－5 竹神社前ポケットパーク整備事業
- (1)－6 下園・御館道ポケットパーク整備事業
- (1)－7 防空壕ポケットパーク整備事業**
- (1)－8 史跡農園整備事業**

(2) 史跡斎宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する事業

- (2)－1 史跡公園（稗戸広場）整備事業
- (2)－2 史跡公園（南裏広場）整備事業
- (2)－3 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業
- (2)－4 案内標識・サイン整備事業
- (2)－5 斎宮・斎王に関連する地域との連携事業
- (2)－6 歴史的文化遺産に関する総合的な情報発信事業
- (2)－7 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築
- (2)－8 環境整備のためのビジョン・戦略策定事業（歴史的文化遺産活用調査）**
- (2)－9 歴史的資源回遊性向上事業**

(3) 歴史的建造物や景観に関する事業

- (3)－1 歴史的建造物等の活用整備事業
- (3)－2 歴史的文化遺産景観形成事業
- (3)－3 いつき茶屋改修事業**

(4) 地域の伝統文化や行事等の継承に関する事業

- (4)－1 歴史的文化観光講座事業
- (4)－2 ガイドボランティア育成事業
- (4)－3 **整備効果促進事業（伝統的活動への支援）**

P121	旧
------	---

(1) 史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する事業

- (1)－1 日本遺産構成文化財（佐々夫江行宮跡広場等）整備事業
- (1)－2 史跡公園（社の森広場）整備事業
- (1)－3 史跡公園（東加座広場）整備事業
- (1)－4 斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業
- (1)－5 竹神社前ポケットパーク整備事業
- (1)－6 下園・御館道ポケットパーク整備事業

(2) 史跡斎宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する事業

- (2)－1 史跡公園（稗戸広場）整備事業
- (2)－2 史跡公園（南裏広場）整備事業
- (2)－3 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業
- (2)－4 案内標識・サイン整備事業
- (2)－5 斎宮・斎王に関連する地域との連携事業
- (2)－6 歴史的文化遺産に関する総合的な情報発信事業
- (2)－7 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築

(3) 歴史的建造物や景観に関する事業

- (3)－1 歴史的建造物等の活用整備事業
- (3)－2 歴史的文化遺産景観形成事業

(4) 地域の伝統文化や行事等の継承に関する事業

- (4)－1 歴史的文化観光講座事業
- (4)－2 ガイドボランティア育成事業
- (4)－3 歴史的文化遺産活用調査

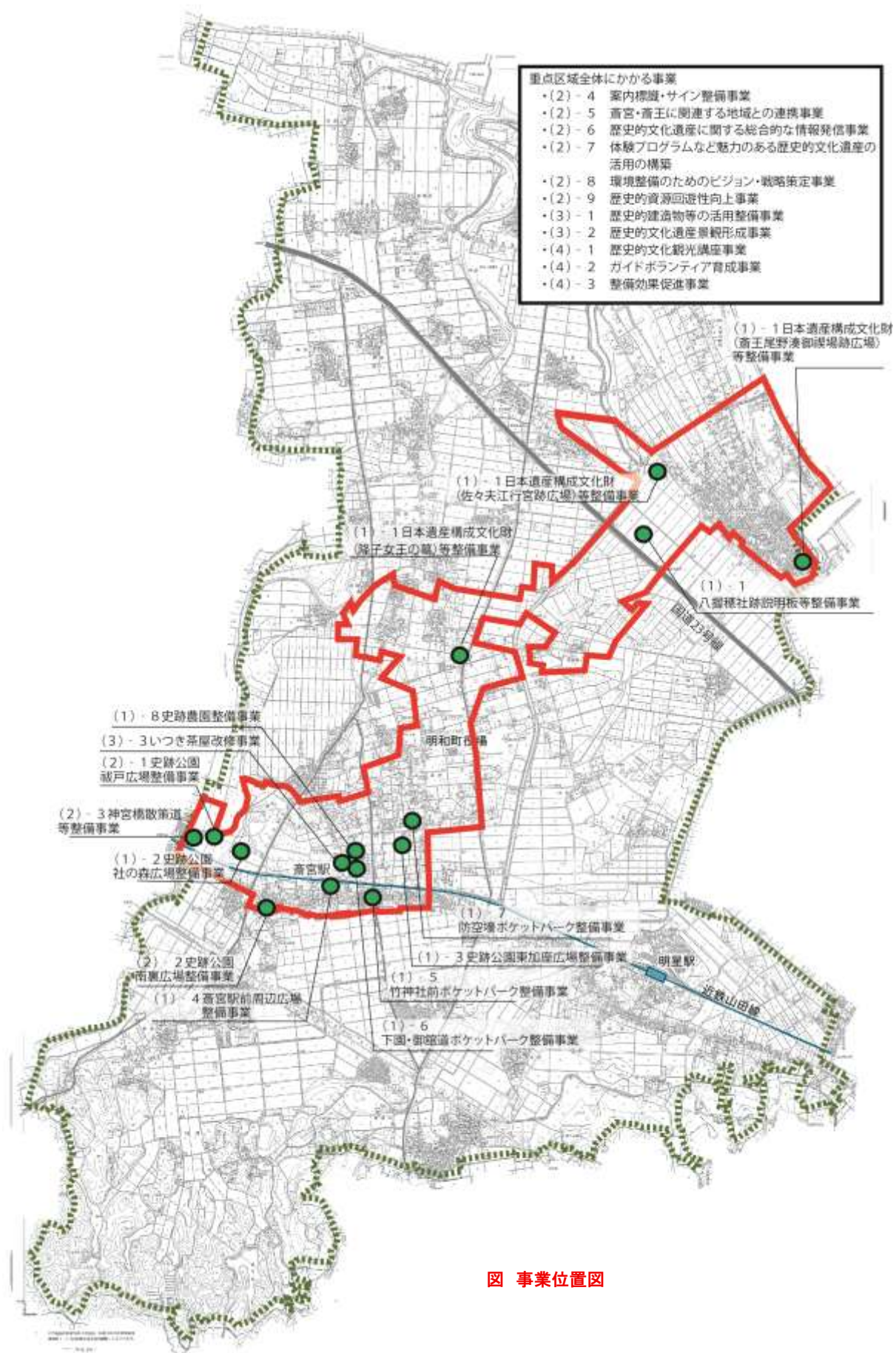


図 事業位置図

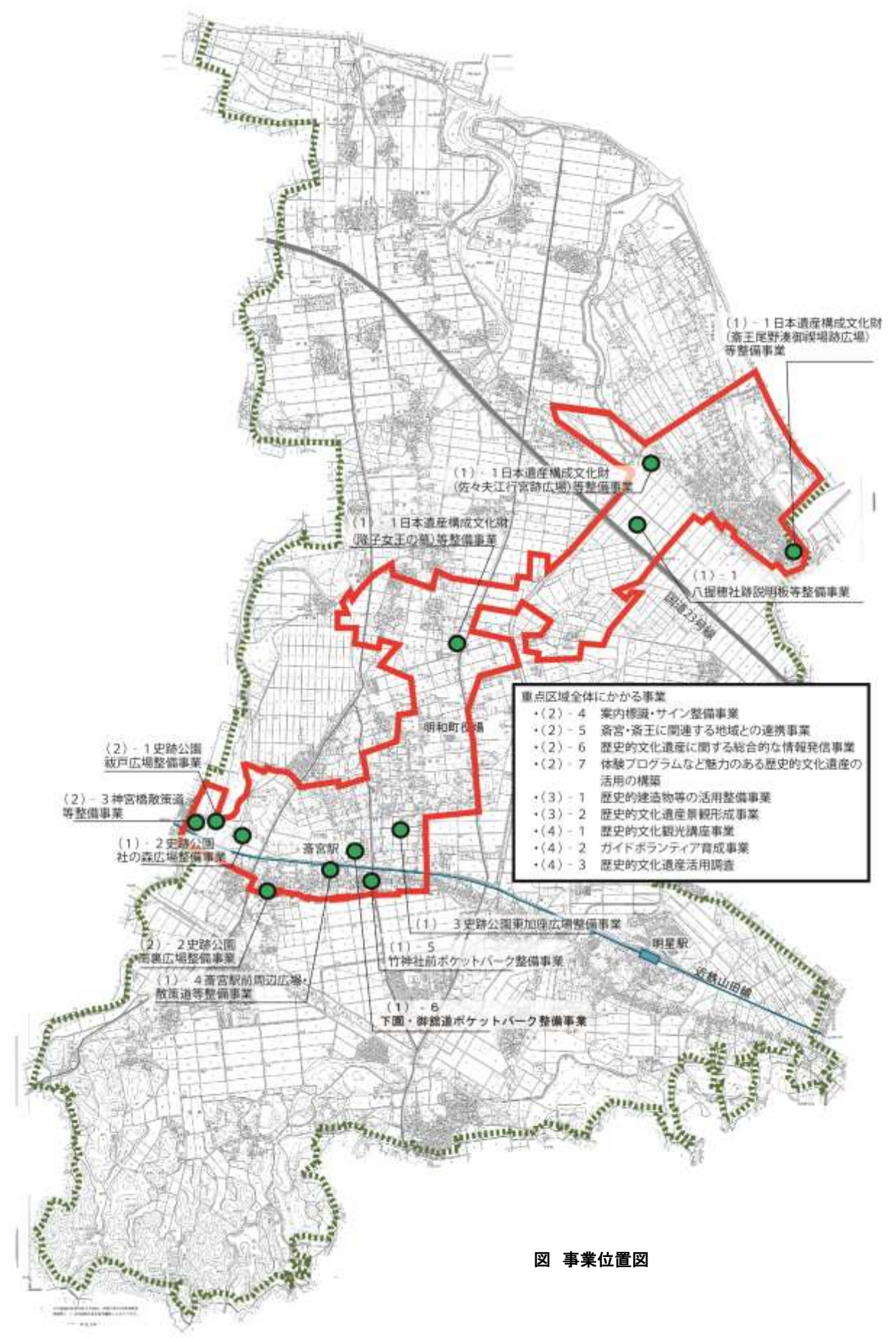
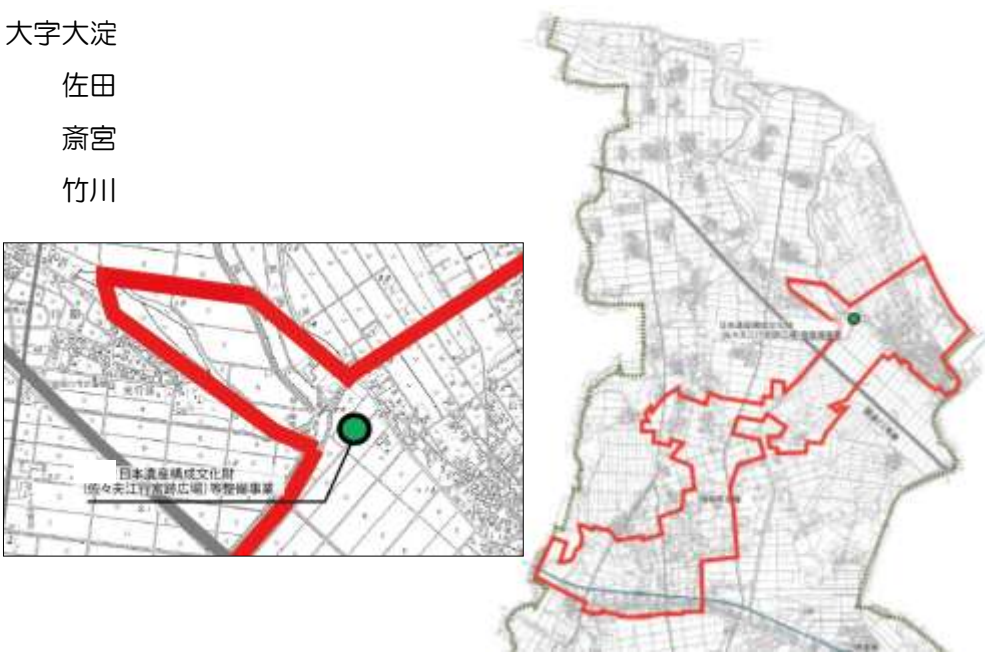


図 事業位置図

(1) 史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する事業

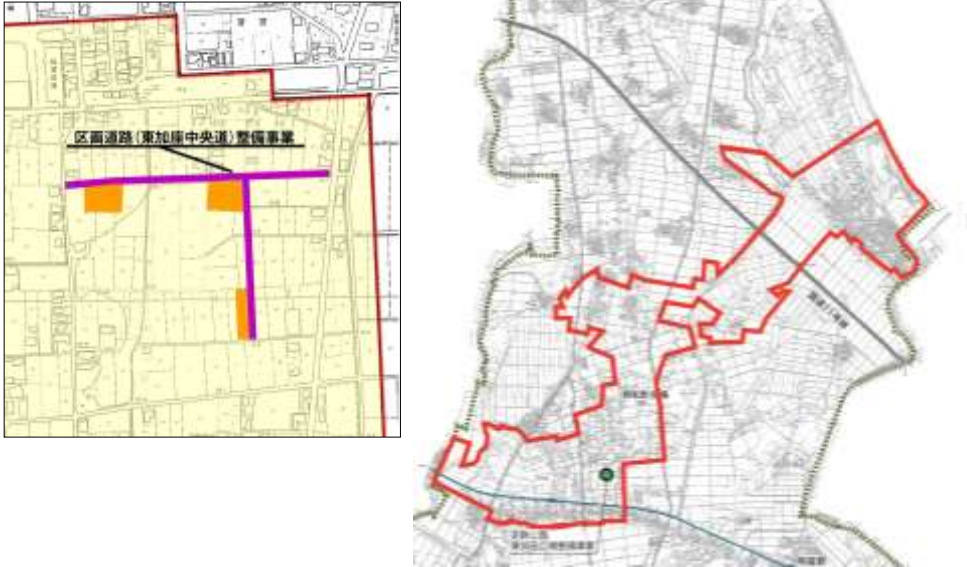
事業の名称	(1)－1 日本遺産構成文化財（佐々夫江行宮跡広場等）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	令和9年度～令和12年度
事業の位置図	大字大淀 佐田 斎宮 竹川  日本遺産構成文化財(佐々夫江行宮跡広場等)整備事業
事業概要	倭姫命が大淀の浜に上陸し、滞在したと言われている行宮跡は、民有地の水田の中に碑が設置されている。進入路も農道で未舗装である。 行宮跡の修景整備及び進入路の整備を行う。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	日本遺産の構成文化財は町内各所に点在しており、案内板、駐輪・駐車場、ベンチ等の公園整備することにより、多くの町民、来訪者が日本遺産の歴史文化を感じることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。また、回遊性を高めることで、町内全体の歴史的風致の維持向上にも寄与する。

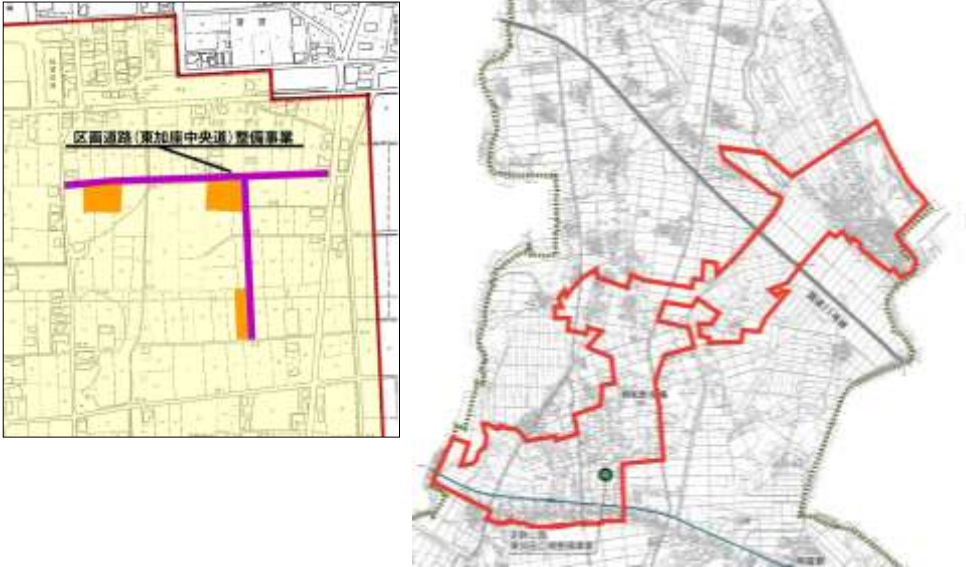
(1) 史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する事業

事業の名称	(1)－1 日本遺産構成文化財（佐々夫江行宮跡広場等）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和7年度～令和12年度
事業の位置図	大字大淀 佐田 斎宮 竹川  日本遺産構成文化財(佐々夫江行宮跡広場等)整備事業
事業概要	倭姫命が大淀の浜に上陸し、滞在したと言われている行宮跡は、民有地の水田の中に碑が設置されている。進入路も農道で未舗装である。 行宮跡の修景整備及び進入路の整備を行う。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	日本遺産の構成文化財は町内各所に点在しており、案内板、駐輪・駐車場、ベンチ等の公園整備することにより、多くの町民、来訪者が日本遺産の歴史文化を感じることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。また、回遊性を高めることで、町内全体の歴史的風致の維持向上にも寄与する。

事業の名称	(1)ー2 史跡公園（社の森広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園（社の森広場）】
事業期間	令和6年度～令和12年度
事業の位置図	竹川字中垣内 
事業概要	第1期計画では、用地取得及び進入路の整備を実施。 第2期計画では、旧竹神社、旧小倉神社、旧若宮の3神社跡地を「社の森」として整備し、地域住民や来訪者が神聖な雰囲気を感じ取れる場所とする。 整備にあたっては、初期斎宮の場所と隣接しており、文化庁と協議をしながら進めていく。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	明治時代に廃絶された神社の跡地は、かつては、地域の人が神聖地として守りつづけてきた場所である。この歴史ある場所を神聖な森として整備をし、地域住民や来訪者の交流の場として活用することで、地域の歴史を再認識でき、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

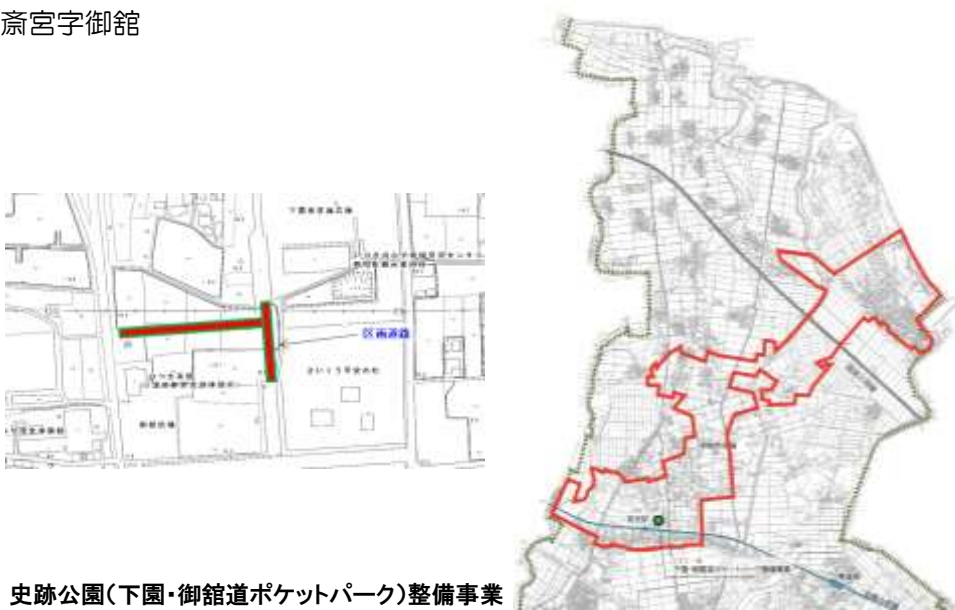
事業の名称	(1)ー2 史跡公園（社の森広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園（社の森広場）】
事業期間	令和6年度～令和8年度
事業の位置図	竹川字中垣内 
事業概要	第1期計画では、用地取得及び進入路の整備を実施。 第2期計画では、旧竹神社、旧小倉神社、旧若宮の3神社跡地を「社の森」として整備し、地域住民や来訪者が神聖な雰囲気を感じ取れる場所とする。 整備にあたっては、初期斎宮の場所と隣接しており、文化庁と協議をしながら進めていく。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	明治時代に廃絶された神社の跡地は、かつては、地域の人が神聖地として守りつづけてきた場所である。この歴史ある場所を神聖な森として整備をし、地域住民や来訪者の交流の場として活用することで、地域の歴史を再認識でき、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

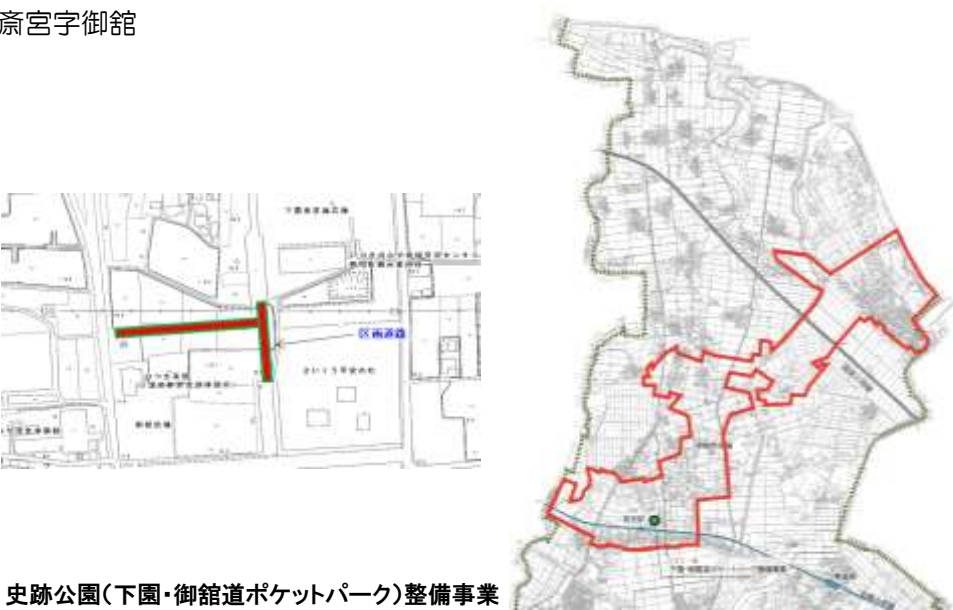
事業の名称	(1)ー3 史跡公園（東加座広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園(東加座広場)】
事業期間	令和4年度～令和12年度
事業の位置図	斎宮字東加座、東前沖  史跡公園(東加座広場)整備事業
事業概要	斎宮寮は道路によって一辺 120m の区画が東西 7 列、南北 4 列に並ぶ碁盤目状の都市的な区画造成がなされ、各区画に役所などが立ち並んでいた。 各区画の一部に案内説明板などを設置し史跡公園として整備することで、往時の斎宮の姿を体感してもらう。  方格地割道路現状写真と公園予定地
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良平安時代、道路によって計画的に碁盤目状に造られた各区画に 13 の役所が立ち並んでいた。その各区画の一部に説明板などを設置した史跡公園として整備することで、往時の姿を体感してもらうと共に散策する人の休憩場所にもなり、来訪者が安全で快適に散策できる環境が確保されることで重点区域内の回遊性の向上に寄与し、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(1)ー3 史跡公園（東加座広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園(東加座広場)】
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業の位置図	斎宮字東加座、東前沖  史跡公園(東加座広場)整備事業
事業概要	斎宮寮は道路によって一辺 120m の区画が東西 7 列、南北 4 列に並ぶ碁盤目状の都市的な区画造成がなされ、各区画に役所などが立ち並んでいた。 各区画の一部に案内説明板などを設置し史跡公園として整備することで、往時の斎宮の姿を体感してもらう。  方格地割道路現状写真と公園予定地
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良平安時代、道路によって計画的に碁盤目状に造られた各区画に 13 の役所が立ち並んでいた。その各区画の一部に説明板などを設置した史跡公園として整備することで、往時の姿を体感してもらうと共に散策する人の休憩場所にもなり、来訪者が安全で快適に散策できる環境が確保されることで重点区域内の回遊性の向上に寄与し、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(1)－4 斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業
事業主体	明和町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和３年度、令和４年度、令和８年度
事業の位置図	斎宮字内山、牛葉  斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業
事業概要	斎宮駅前広場および近鉄線を挟んで北側の史跡整備地と南側にある伊勢街道を結ぶ散策道を整備にする。   ■斎宮駅前現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	近鉄線を挟んで北側の史跡整備エリアと南側にある伊勢街道を結ぶ広場の修景や案内板等回遊ルートを整備することで、来訪者等が安全・安心して散策できることが可能となり、史跡内の歴史文化を紹介する機会を増やすことで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(1)－4 斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業
事業主体	明和町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和３年度、令和４年度、令和８年度
事業の位置図	斎宮字内山、牛葉  斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業
事業概要	斎宮駅前広場および近鉄線を挟んで北側の史跡整備地と南側にある伊勢街道を結ぶ散策道を整備にする。   ■斎宮駅前現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	近鉄線を挟んで北側の史跡整備エリアと南側にある伊勢街道を結ぶ回遊ルートを整備することで、来訪者等が安全・安心して散策できることが可能となり、史跡内の歴史文化を紹介する機会を増やすことで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

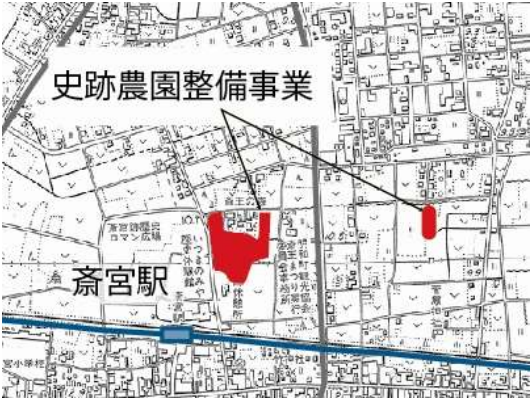
事業の名称	(1)ー6 下園・御館道ポケットパーク整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 都市公園（下園・御館道ポケットパーク）】
事業期間	令和5年度、令和9～令和12年度
事業位置の図	斎宮字御館  史跡公園(下園・御館道ポケットパーク)整備事業
事業概要	斎宮寮は道路によって一辺120mの区画が東西7列、南北4列に並び碁盤目状の都市的な区画造成がなされ、各区画に役所などが立ち並んでいた。 道路の一部を史跡公園として整備することで、往時の斎宮の姿を体感してもらう。 ■現地写真 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良平安時代、道路によって計画的に碁盤目状に造られた各区画に13の役所が立ち並んでいた。その道路の一部を説明板や植栽などを設置したポケットパークとして整備することで、往時の姿を体感してもらうと共に散策する人の休憩場所にもなり、来訪者が安全で快適に散策できる環境が確保されることで重点区域内の回遊性の向上に寄与し、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(1)ー6 下園・御館道ポケットパーク整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 都市公園（下園・御館道ポケットパーク）】
事業期間	令和5年度、令和12年度
事業位置の図	斎宮字御館  史跡公園(下園・御館道ポケットパーク)整備事業
事業概要	斎宮寮は道路によって一辺120mの区画が東西7列、南北4列に並び碁盤目状の都市的な区画造成がなされ、各区画に役所などが立ち並んでいた。 道路の一部を史跡公園として整備することで、往時の斎宮の姿を体感してもらう。 ■現地写真 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良平安時代、道路によって計画的に碁盤目状に造られた各区画に13の役所が立ち並んでいた。その道路の一部を説明板や植栽などを設置したポケットパークとして整備することで、往時の姿を体感してもらうと共に散策する人の休憩場所にもなり、来訪者が安全で快適に散策できる環境が確保されることで重点区域内の回遊性の向上に寄与し、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(1)ー7 防空壕ポケットパーク整備事業
事業主体	明和町
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（防空壕ポケットパーク）】
事業期間	令和9～令和12年度
事業の位置図	斎宮字北野 
事業概要	斎宮地区には、第2次世界大戦時に形成された第七航空通信連隊の基地があり、現在はその遺構となっている防空壕が町指定史跡となっている。 防空壕の残る土地を取得し、重点区域散策の際に立ち寄ることのできるポケットパークとして公園整備を実施する。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町指定文化財を活かして、ポケットパークとすることで、身近な歴史資源に親しむ機会を創出するとともに、重点区域での散策利便性と回遊性を高めることにより、区域内の歴史文化を紹介する機会を増やすことが可能となり、区域全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。

(ページ新設)

(ページ新設)

事業の名称	(1)ー8 史跡農園整備事業
事業主体	明和町
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	令和9年度～令和12年度
事業の位置図	竹川、斎宮 
事業概要	史跡を保存してきた景観である農村景観を、来訪者や町民が体験・体感できるよう史跡中央部と東部に史跡農園を整備する。 ハナショウブの植栽のほか、季節の花、野菜を植栽する区画を設け、公園として整備する。  史跡農園(体験農園)イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡公園の歴史的な景観を形成していくにあたり、『史跡斎宮跡保存活用計画』に位置づけられている農地景観を整備する。 史跡内の土地利用の変遷を体感するための農園を整備することで、来訪者が文化財に対する理解と認識を深めることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。ひいては、歴史的風致を担う町民への意識向上に繋がり、町内全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

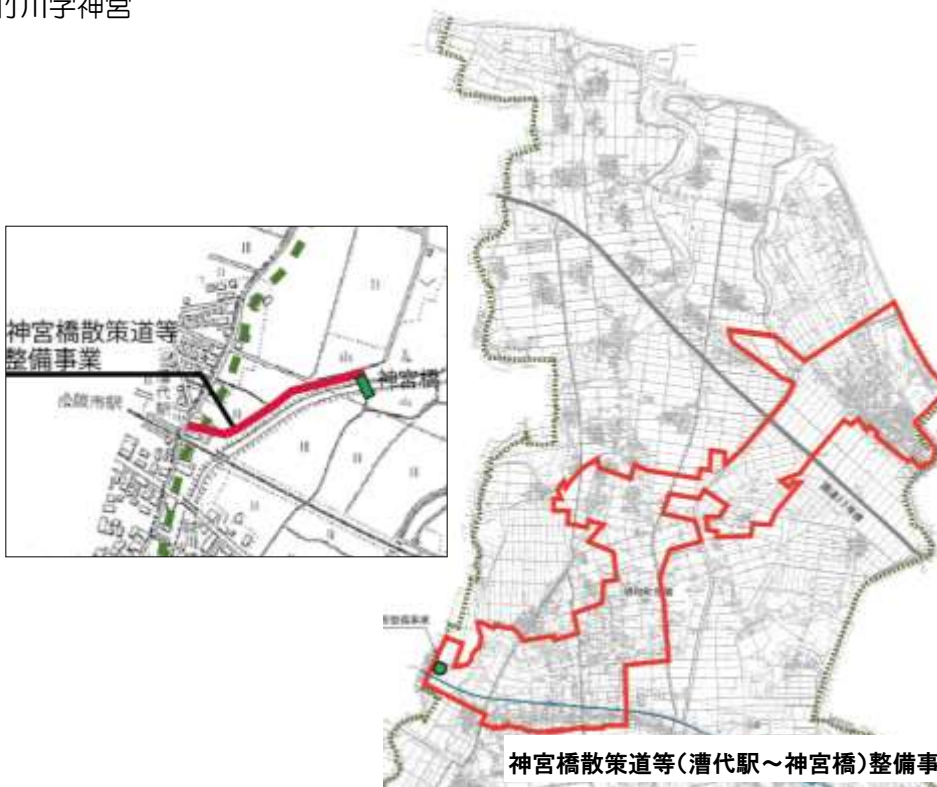
(2) 史跡斎宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する事業

事業の名称	(2)ー1 史跡公園（稊戸広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園（稊戸広場）】
事業期間	令和4年度、令和7，8年度
事業の位置図	竹川字稊戸 
事業概要	第1期計画で用地取得と造成を実施。 第2期計画では、文化庁との整備（活用）内容の協議を踏まえ、史跡内を散策する地域住民や来訪者が休憩や稊川の自然と歴史文化に親しむことができる広場（憩い空間）を整備するとともに左岸に案内や駐輪・駐車できる多目的広場を整備する。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	散策道沿いに多目的広場を整備することで、隣接する近鉄漕代駅を近鉄斎宮駅と並んで、斎宮跡及びその周辺における散策のもう一つの玄関口として利用できる。これを実施することで重点区域内の回遊性が高まり、地域住民の歴史文化に対する意識の向上を図り、ひいては斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 史跡斎宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する事業

事業の名称	(2)ー1 史跡公園（稊戸広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園（稊戸広場）】
事業期間	令和4年度、令和7年度
事業の位置図	竹川字稊戸 
事業概要	第1期計画で用地取得と造成を実施。 第2期計画では、文化庁との整備（活用）内容の協議を踏まえ、史跡内を散策する地域住民や来訪者が休憩や稊川の自然と歴史文化に親しむことができる広場（憩い空間）を整備するとともに左岸に案内や駐輪・駐車できる多目的広場を整備する。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	散策道沿いに多目的広場を整備することで、隣接する近鉄漕代駅を近鉄斎宮駅と並んで、斎宮跡及びその周辺における散策のもう一つの玄関口として利用できる。これを実施することで重点区域内の回遊性が高まり、地域住民の歴史文化に対する意識の向上を図り、ひいては斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(2)―3 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業都市公園（神宮橋広場）】
事業期間	令和8年度～ ~~令和12~~ 年度
事業の位置図	竹川字神宮 
事業概要	漕代駅から神宮橋までの散策道が一部未舗装であるため、カラーコンクリート等で整備する。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該整備により近鉄漕代駅～神宮橋～博物館ほか～斎宮駅までの回遊ルートがつながり、多くの町民、来訪者が歴史文化を感じることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与すると共に、回遊性が高まることで、町の魅力を一層高めていくことができる。

事業の名称	(2)―3 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和8年度～令和12年度
事業の位置図	竹川字神宮 
事業概要	漕代駅から神宮橋までの散策道が未舗装であるため、カラーコンクリート等で整備する。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該整備により近鉄漕代駅～神宮橋～博物館ほか～斎宮駅までの回遊ルートがつながり、多くの町民、来訪者が歴史文化を感じることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与すると共に、回遊性が高まることで、町の魅力を一層高めていくことができる。

事業の名称	(2)ー4 案内標識・サイン整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業】、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業の位置図	重点区域全体 関連する幹線道路  案内標識・サイン整備事業
事業概要	誘導案内板に関して「史跡斎宮跡案内サイン等整備ガイドライン」及び「明和町歴史的文化遺産活用調査」に基づき、来訪者にわかりやすい統一したものに改修及び新設する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する歴史的資源等を繋ぎ、来訪者の回遊性を一層高めるための統一された誘導案内板を設置することで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与するとともに、回遊性を高めることで町内全体の歴史的風致の維持及び向上にも寄与する。

事業の名称	(2)ー4 案内標識・サイン整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業】
事業期間	令和3年度～令和8年度
事業の位置図	重点区域全体  案内標識・サイン整備事業
事業概要	誘導案内板に関して「史跡斎宮跡案内サイン等整備ガイドライン」に基づき、来訪者にわかりやすい統一したものに改修及び新設する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する歴史的資源等を繋ぎ、来訪者の回遊性を一層高めるための統一された誘導案内板を設置することで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与するとともに、回遊性を高めることで町内全体の歴史的風致の維持及び向上にも寄与する。

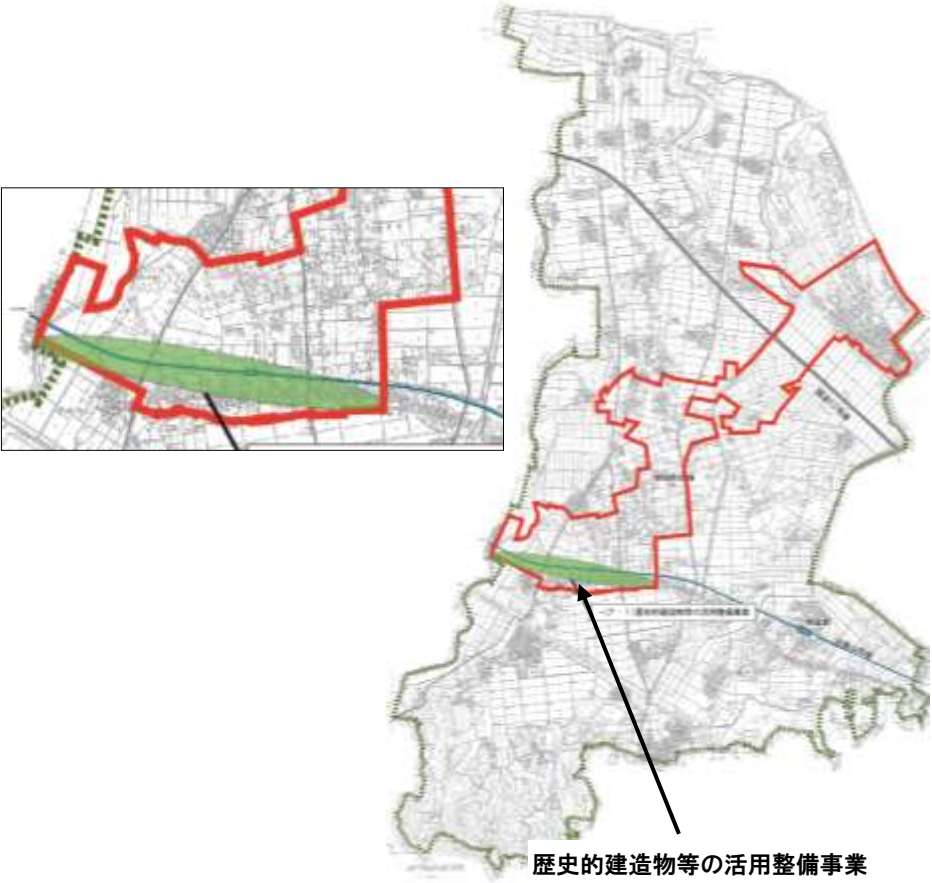
事業の名称	(2)ー8 環境整備のためのビジョン・戦略策定事業(歴史的文化遺産活用調査)
事業主体	明和町、明和町日本遺産活用推進協議会
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	令和8年度～令和12年度
事業の位置図	重点区域内 
事業概要	歴史まちづくりの推進を図るため、民間事業者が活用を実施または検討している歴史的建造物や既存施設などを調査する。実施にあたっては、官民連携して実施する。 また、区域全体での交通量調査、回遊性向上等についての調査考察及び事業効果の分析・検証を一定の周期で行う。 町全体を更に良好な景観にしていくための調査検討を実施し、意匠ガイドラインの作成等を通じて、新たな景観形成の取組みを検討する。  ■現地写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物、回遊コース等、事業効果の調査・分析・検証をすることにより、歴史的風致の更なる推進・寄与につながる。 また、町全体を良好な景観とするための調査検討を実施することで、歴史的風致を担う町民、地域への意識向上に繋がり、町内全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(ページ新設)

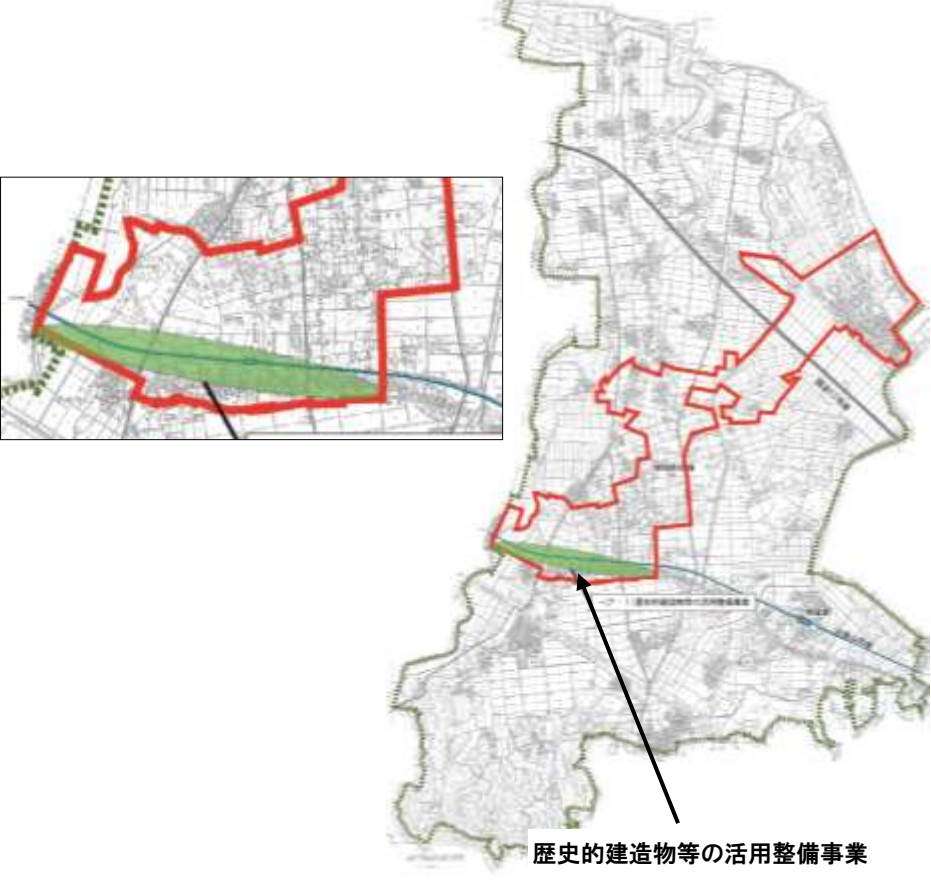
事業の名称	(2)－9 歴史的資源回遊性向上事業
事業主体	明和町
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	令和9年度～令和12年度
事業の位置図	斎宮、竹川  電気バス（イメージ）
事業概要	来訪者の到着地である鉄道駅や、駐車場などの交通結節点から、歴史的資源までを2次交通でつなぐため、史跡公園内に2次交通の発着点を整備する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該整備により鉄道駅または駐車場～各史跡公園～博物館までの回遊ルートがつながり、多くの町民、来訪者が歴史文化を感じることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与すると共に、回遊性が高まることで、町の魅力を一層高めていくことができる。

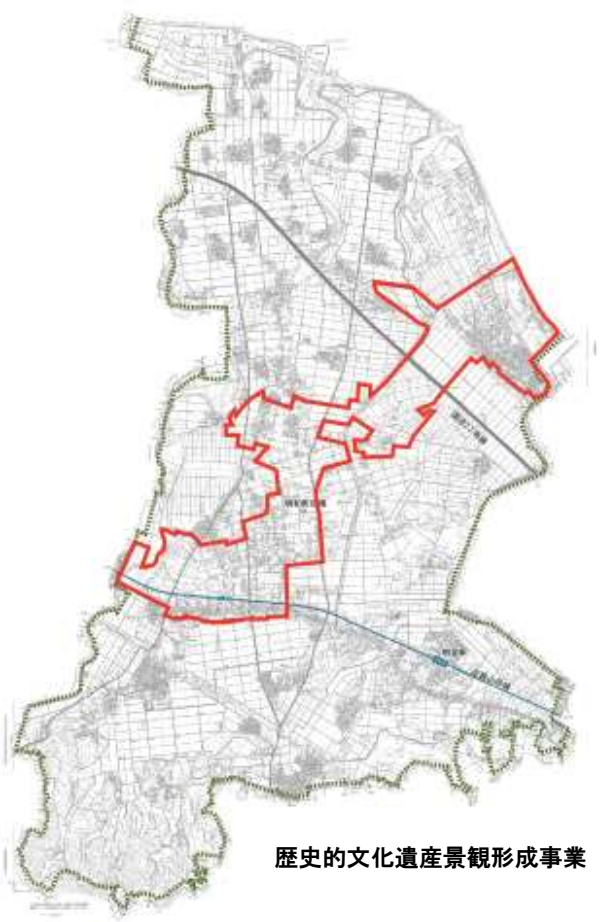
(ページ新設)

(3) 歴史的建造物や景観に関する事業

事業の名称	(3)－1 歴史的建造物等の活用整備事業
事業主体	明和町・民間企業
事業手法	町単独事業、民間事業
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業の位置図	斎宮字牛葉、木庭山、内山 竹川字中垣内、東裏、南裏 
事業概要	重点区域内を通る伊勢街道沿いの歴史的な趣が残る町家等を活かし、地域住民との交流や来訪者の利便性を図るため、散策者の休憩・案内施設として、場所を検討し、地域の人の同意を得て、整備する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊勢街道沿いの歴史的な趣が残る町家等を活かし、散策者のための休憩・案内施設として整備することで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。 また、当該施設において、地域住民等が来訪者に対して地域の歴史・文化を紹介することを通じて、交流が生まれ、町内全体の歴史的風致の維持及び向上を担う地域住民の意識向上に寄与する。

(3) 歴史的建造物や景観に関する事業

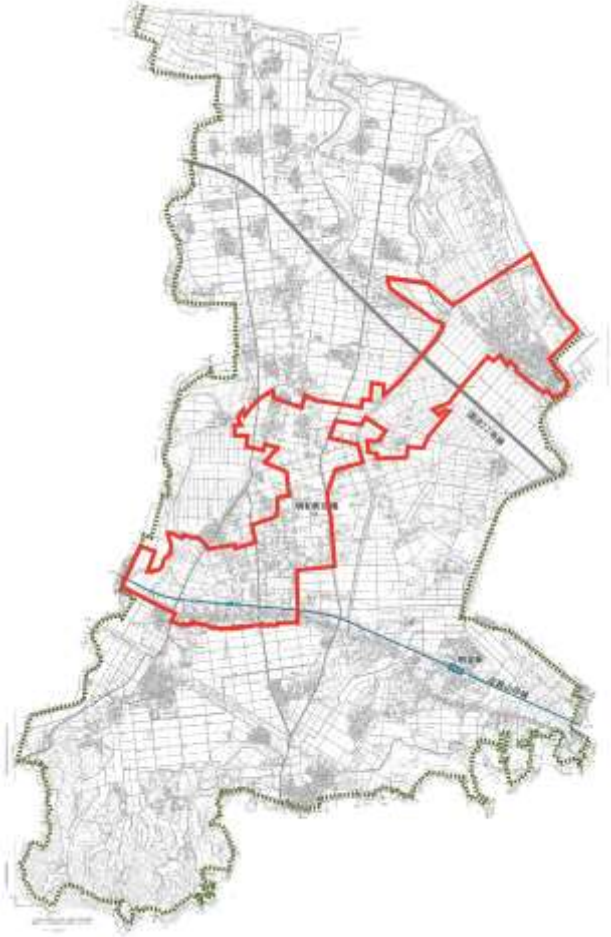
事業の名称	(3)－1 歴史的建造物等の活用整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業の提案事業）
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業の位置図	斎宮字牛葉、木庭山、内山 竹川字中垣内、東裏、南裏 
事業概要	重点区域内を通る伊勢街道沿いの歴史的な趣が残る町家等を活かし、地域住民との交流や来訪者の利便性を図るため、散策者の休憩・案内施設として、場所を検討し、地域の人の同意を得て、整備する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊勢街道沿いの歴史的な趣が残る町家等を活かし、散策者のための休憩・案内施設として整備することで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。 また、当該施設において、地域住民等が来訪者に対して地域の歴史・文化を紹介することを通じて、交流が生まれ、町内全体の歴史的風致の維持及び向上を担う地域住民の意識向上に寄与する。

事業の名称	(3)－2 歴史的文化遺産景観形成事業
事業主体	明和町・民間企業
事業手法	町単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業の位置図	重点区域全体  歴史的文化遺産景観形成事業
事業概要	斎宮跡地内・日本遺産構成文化財周辺を景観に配慮した美装化、高質化を図るため、企業等の協力も得ながら、欄干・ガードレール・カーブミラー・各種標識柱等の色を統一する。また、街灯の暖色化や、景観を阻害する樹木や空き家・工作物等を撤去するなど歴史的周辺環境の整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内の歴史的な風情を阻害している各種施設・工作物に対して景観整備を行うことで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(3)－2 歴史的文化遺産景観形成事業
事業主体	明和町・民間企業
事業手法	町単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業の位置図	重点区域全体  歴史的文化遺産景観形成事業
事業概要	斎宮跡地内・日本遺産構成文化財周辺を景観に配慮した美装化を図るため、企業等の協力も得ながら、欄干・ガードレール・カーブミラー・各種標識柱等の色を統一する。また、景観を阻害する空き家・工作物等を撤去するなど歴史的周辺環境の整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内の歴史的な風情を阻害している各種施設・工作物に対して景観整備を行うことで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(3)－3　いつき茶屋改修事業
事業主体	明和町
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	令和１０年度～令和１２年度
事業の位置図	斎宮 
事業概要	来訪者や町民が史跡や歴史的資源を回遊する際の拠点であるいつき茶屋の外観や内装等の改修、修景、建物周辺のバリアフリー化を実施。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡公園周遊の拠点である、いつき茶屋の外観や内装等を改修、修景することで、周囲にある復元された歴史的な建物景観を阻害することなく、良好な古代の雰囲気を感じることができる。公園、施設への来訪者が文化財に対する理解と認識を深めることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。ひいては、歴史的風致を担う町民への意識向上に繋がり、町内全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(ページ新設)

事業の名称	~~(4)－3－歴史的文化遺産活用調査~~
事業主体	明和町
事業手法	~~社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業】~~
事業期間	~~令和7年度、令和12年度~~
事業の位置図	~~重点区域全体~~ 
事業概要	~~事業期間中に、回遊性の向上等についての調査考察及び事業効果の分析・検証を行う。~~
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	~~回遊コースや誘導案内板のデザイン等の事業効果の分析・検証することにより、回遊性の効果をもたらし、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。~~

事業の名称	(4)－3 歴史的文化遺産活用調査
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業】
事業期間	令和7年度、令和12年度
事業の位置図	重点区域全体 
事業概要	事業期間中に、回遊性の向上等についての調査考察及び事業効果の分析・検証を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	回遊コースや誘導案内板のデザイン等の事業効果の分析・検証することにより、回遊性の効果をもたらし、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	(4)－3 整備効果促進事業（伝統的活動への支援）
事業主体	明和町、明和町日本遺産活用推進協議会
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	令和8年度～令和12年度
事業の位置図	重点区域内 
事業概要	歴史的風致である伝統的活動の次世代への継承と、観光的な活用に向けての支援を実施する。歴史まちづくりに取り組む団体と官民連携して、持続可能な運営スキームの確立を検討する。 ■現地写真 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域における歴史まちづくりの活動として位置づけられている伝統的活動を支援することで、本計画で実施してきた整備地と一体となって歴史的資源を活かした観光まちづくりの効果を高めることができる。 ひいては、歴史的風致を担う町民への意識向上に繋がり、町内全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(ページ新設)

明和町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議設置要綱

（設置）

第1条 明和町歴史的風致維持向上計画策定の推進を図るため、明和町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

（1） 明和町歴史的風致維持向上計画策定に関すること。

（2） その他前条の目的達成のために必要なこと。

（組織等）

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 庁内会議に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長、副委員長にはまちづくり戦略課長をもって充てる。

3 委員長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 庁内会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 庁内会議は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報告）

第5条 庁内会議は、その会議、活動等の経過、結果等を町長に報告するものとする。

（庶務）

第6条 庁内会議の庶務は、斎宮跡・文化観光課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2年 4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 8年 4月1日から施行する。

別 表

委 員	副町長、まちづくり戦略課長、斎宮跡・文化観光課長、産業振興課長、建設課長、学校教育課長、
-----	--

明和町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議設置要綱

（設置）

第1条 明和町歴史的風致維持向上計画策定の推進を図るため、明和町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

（1） 明和町歴史的風致維持向上計画策定に関すること。

（2） その他前条の目的達成のために必要なこと。

（組織等）

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 庁内会議に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長、副委員長にはまちづくり戦略課長をもって充てる。

3 委員長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 庁内会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 庁内会議は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報告）

第5条 庁内会議は、その会議、活動等の経過、結果等を町長に報告するものとする。

（庶務）

第6条 庁内会議の庶務は、斎宮跡・文化観光課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2年 4月1日から施行する。

別 表

委 員	副町長、まちづくり戦略課長、斎宮跡・文化観光課長、産業振興課長、建設課長、教育委員会教育課長、
-----	---

□参考文献

- ・『広報 めいわ』 明和町
- ・『史跡斎宮跡保存管理計画』 明和町教育委員会 昭和 55 年（1980）
- ・『史跡斎宮跡整備基本構想』 三重県教育委員会・明和町教育委員会 平成 8 年（1996）
- ・『史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針』 明和町 平成 22 年（2010）
- ・『第 5 次明和町総合計画』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『三重県景観計画』 三重県 平成 20 年（2008）
- ・『明和町観光振興計画』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『明和町都市計画マスタープラン』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『明和町文化財保存活用地域計画』 明和町 令和 2 年（2020）
- ・『史跡斎宮跡保存活用計画』 明和町 令和 7 年（2025）
- ・『史跡斎宮跡東部整備基本計画書』 三重県 平成 22 年（2010）
- ・『明和町遺跡地図』 明和町 昭和 63 年（1988）
- ・『明和町史』 明和町 昭和 47 年（1972）
- ・『ふるさとの年輪』 明和町 平成 10 年（2002）
- ・『明和町史 史料編 第一巻 一自然・考古編一』 明和町 平成 16 年（2004）
- ・『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』 明和町 平成 16 年（2004）
- ・『明和町史 史料編 第二巻 一文献史料一』 明和町 平成 18 年（2006）
- ・『明和町史 史料編 第二巻 一解説一』 明和町 平成 18 年（2006）
- ・『明和町史 斎宮編』 明和町 平成 17 年（2005）
- ・『三重県地名辞典』 角川書店 昭和 58 年（1983）
- ・鈴木直吉 『斎宮村郷土誌』 斎宮商工会 昭和 10 年（1935）
- ・堀井光次 『大字前野郷土史』 堀井光次 昭和 43 年（1968）
- ・中野イツ 『大淀郷土史』 三重県郷土資料刊行会 昭和 44 年（1969）
- ・山下信一郎 『カケチカラ發祥の地』 昭和 47 年（1972）
- ・神宮司庁編 「神宮御料土器」 『瑞垣 110 号』所収 神宮司庁 昭和 51 年（1976）
- ・『明和の民俗』 明和町教育委員会 昭和 55 年（1980）
- ・神宮司庁『神都名勝誌』 皇學館大学 平成 4 年（1992）
- ・『幻の宮 伊勢斎宮一王朝の祈りと皇女たち一』 斎宮歴史博物館・朝日新聞社 平成 11 年（1999）
- ・『特別展 斎王のおひざもと一斎宮をめぐる地域事情一』 斎宮歴史博物館 平成 18 年（2002）
- ・『平成 18 年度 第 25 回埋蔵文化財展 北畠氏とその時代』 三重県埋蔵文化財センター平成 18 年（2006）
- ・『三重の中世城館』 三重県教育委員会 昭和 52 年（1976）
- ・『大淀宮御遷座社誌』 竹大與杼神社 平成 2 年（1990）
- ・小林秀 「中世後期における土器工人集団の一形態 一伊勢国有爾郷を素材として一」 『研究紀要 第 1 号』所収 三重県埋蔵文化財センター 平成 4 年（1992）
- ・『郷土史に見る斎王』 明和町 昭和 53 年（1978）
- ・『伊勢街道一歴史の道調査報告書一』 三重県教育委員会 昭和 61 年（1986）
- ・『国史大辞典』 吉川弘文館 昭和 54 年（1979）

□参考文献

- ・『広報 めいわ』 明和町
- ・『史跡斎宮跡保存管理計画』 明和町教育委員会 昭和 55 年（1980）
- ・『史跡斎宮跡整備基本構想』 三重県教育委員会・明和町教育委員会 平成 8 年（1996）
- ・『史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針』 明和町 平成 22 年（2010）
- ・『第 5 次明和町総合計画』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『三重県景観計画』 三重県 平成 20 年（2008）
- ・『明和町観光振興計画』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『明和町都市計画マスタープラン』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『明和町文化財保存活用地域計画』 明和町 令和 2 年（2020）
- ・『史跡斎宮跡東部整備基本計画書』 三重県 平成 22 年（2010）
- ・『明和町遺跡地図』 明和町 昭和 63 年（1988）
- ・『明和町史』 明和町 昭和 47 年（1972）
- ・『ふるさとの年輪』 明和町 平成 10 年（2002）
- ・『明和町史 史料編 第一巻 一自然・考古編一』 明和町 平成 16 年（2004）
- ・『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』 明和町 平成 16 年（2004）
- ・『明和町史 史料編 第二巻 一文献史料一』 明和町 平成 18 年（2006）
- ・『明和町史 史料編 第二巻 一解説一』 明和町 平成 18 年（2006）
- ・『明和町史 斎宮編』 明和町 平成 17 年（2005）
- ・『三重県地名辞典』 角川書店 昭和 58 年（1983）
- ・鈴木直吉 『斎宮村郷土誌』 斎宮商工会 昭和 10 年（1935）
- ・堀井光次 『大字前野郷土史』 堀井光次 昭和 43 年（1968）
- ・中野イツ 『大淀郷土史』 三重県郷土資料刊行会 昭和 44 年（1969）
- ・山下信一郎 『カケチカラ發祥の地』 昭和 47 年（1972）
- ・神宮司庁編 「神宮御料土器」 『瑞垣 110 号』所収 神宮司庁 昭和 51 年（1976）
- ・『明和の民俗』 明和町教育委員会 昭和 55 年（1980）
- ・神宮司庁『神都名勝誌』 皇學館大学 平成 4 年（1992）
- ・『幻の宮 伊勢斎宮一王朝の祈りと皇女たち一』 斎宮歴史博物館・朝日新聞社 平成 11 年（1999）
- ・『特別展 斎王のおひざもと一斎宮をめぐる地域事情一』 斎宮歴史博物館 平成 18 年（2002）
- ・『平成 18 年度 第 25 回埋蔵文化財展 北畠氏とその時代』 三重県埋蔵文化財センター平成 18 年（2006）
- ・『三重の中世城館』 三重県教育委員会 昭和 52 年（1976）
- ・『大淀宮御遷座社誌』 竹大與杼神社 平成 2 年（1990）
- ・小林秀 「中世後期における土器工人集団の一形態 一伊勢国有爾郷を素材として一」 『研究紀要 第 1 号』所収 三重県埋蔵文化財センター 平成 4 年（1992）
- ・『郷土史に見る斎王』 明和町 昭和 53 年（1978）
- ・『伊勢街道一歴史の道調査報告書一』 三重県教育委員会 昭和 61 年（1986）
- ・『国史大辞典』 吉川弘文館 昭和 54 年（1979）

奥付	新
----	---

奥付	旧
----	---

令和3年（2021）3月
 令和4年（2022）3月 第1回軽微な変更
 令和5年（2023）3月 第1回変更認定
 令和6年（2024）3月 第2回軽微な変更
 令和7年（2025）3月 第3回軽微な変更
 令和8年（2026）6月 第4回軽微な変更

明和町歴史的風致維持向上計画（第2期）
 編集・発行 明和町
 （担当）斎宮跡・文化観光課
 〒515-0321 三重県多気郡明和町大字斎宮 2811
 TEL：0596-63-5315
 FAX：0596-63-5316

令和3年（2021）3月
 令和4年（2022）3月 第1回軽微な変更
 令和5年（2023）3月 第1回変更認定
 令和6年（2024）3月 第2回軽微な変更
 令和7年（2025）3月 第3回軽微な変更

明和町歴史的風致維持向上計画（第2期）
 編集・発行 明和町
 〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945
 TEL：0596-52-7126
 FAX：0596-52-7133